

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

消費生活センター (0859-34-2705)

7 目 消費者支援対策費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源	
消費者行政推進事業	20,454	19,017	1,437	20,450		4		
トータルコスト	33,966千円 (前年度 32,274千円) [正職員：1.7人]							
主な業務内容	広報・啓発、補助金・交付金事務、企画調整、基金の上積み							
工程表の政策目標(指標)	○相談体制の充実・強化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「地方消費者行政推進交付金」を活用し、消費者行政推進のための取組を展開する。

2 主な事業内容

(1) 交付金事業

(単位：千円)

項目	予算額	内 容
県事業		
消費者団体等の活性化	1,300	消費者団体等が自主的に行う啓発広報等を支援する。 【補助上限額】 高齢者の被害防止に関する事業：20万円/件 その他の事業：10万円/件
西部相談室土日開所に係る人件費	(1,202)	[消費生活相談事業で計上]
啓発(新聞・ラジオ・研修会開催)	(4,676)	[消費者教育推進事業で計上]
小計	1,300	※他事業への記載分は含まない
市町村事業	19,150	市町村が取り組む消費者行政推進事業に対し助成(相談員人件費、啓発資料作成費、研修参加費等) ※国経済対策に伴う平成28年度9月補正予算の繰越分(19,062千円)を含め、 平成29年度交付額 合計 38,212千円
計(①)	20,450	※他事業への記載分を含む合計額 26,328千円

(2) 基金造成

(単位：千円)

項目	予算額	内 容
基金上積み(②)	4	運用利息の積立

合計(①+②) 20,454千円

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

消費生活センター (0859-34-2705)

7目 消費者支援対策費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消費生活相談事業	30,033	30,723	△690	1,202			28,831	

トータルコスト 38,776千円 (前年度 39,301千円) [正職員：1.1人]

主な業務内容 消費生活相談業務、法律相談会の開催

工程表の政策目標(指標) 相談体制の充実・強化：委託先NPO、市町村と連携した相談体制の強化

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県全体の消費生活相談体制の充実・強化を図るため、公募により選定した団体に業務を委託するとともに、法律専門家による無料相談会を毎月開催する。

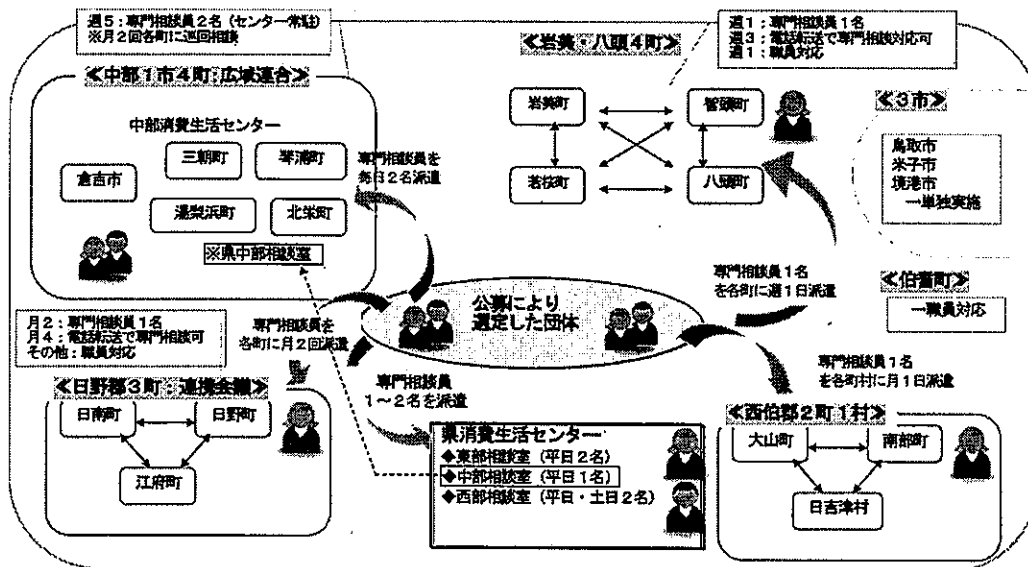
2 主な事業内容

(1) 相談業務の委託 28,323千円

業務内容	消費生活相談業務(あっせん(事業者との間に入って調整すること)含む)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談室</th> <th>開所日</th> <th>配置相談員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部：県庁第二庁舎2階</td> <td>平日</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>中部：倉吉交流プラザ2階</td> <td>火～土(祝日とその翌日除く)</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>西部：米子コンプレックスセンター4階</td> <td>祝日以外</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table>	相談室	開所日	配置相談員数	東部：県庁第二庁舎2階	平日	2名	中部：倉吉交流プラザ2階	火～土(祝日とその翌日除く)	1名	西部：米子コンプレックスセンター4階	祝日以外	2名
相談室	開所日	配置相談員数											
東部：県庁第二庁舎2階	平日	2名											
中部：倉吉交流プラザ2階	火～土(祝日とその翌日除く)	1名											
西部：米子コンプレックスセンター4階	祝日以外	2名											
委託先	公募により選定												
委託期間	5年間(平成29年4月1日～平成34年3月31日まで)												
委託料	平成29年度委託料：28,323千円(平成33年度までの債務負担行為設定済) ※西部相談室土日開所に係る人件費1,402千円は国交付金充当 ※委託料総額：142,321千円												

(2) 多重債務・法律相談会の開催(東部・中部・西部 各月1回) 1,710千円

【本県における相談業務委託のイメージ】



<参考> 相談業務の外部委託を実施している市町村(平成28年度)

- ・東部地区：岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
- ・中部地区：中部ふるさと広域連合(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)
- ・西伯地区：日吉津村、大山町、南部町
- ・日野地区：日南町、日野町、江府町

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

消費生活センター (0859-34-2705)

7 目 消費者支援対策費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
消費生活センター事業費	24,028	23,402	626	4,676		17	19,335	
トータルコスト	61,383千円 (前年度 60,053千円) [正職員：4.7人 非常勤職員：2.0人]							
主な業務内容	協議会開催運営、企画調整業務、啓発広報業務、施設管理運営業務							
工程表の政策目標(指標)	○広報・啓発活動の充実・強化 ○消費者教育の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

- ・県民の安全で安心な暮らしを確保するため、県内3箇所に消費生活相談室を設置するとともに、消費者啓発・広報、関係機関との連携強化の取組を実施する。
- ・事業者指導・法執行体制を引き続き充実するため、不当取引専門指導員1名を継続配置する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

事業区分	予算額	内 容
消費者教育推進事業	7,266	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等高等教育機関と連携した消費者教育講座の実施及び地域消費生活サポーターの養成 ・新聞及びラジオやHP等、各種広報媒体による啓発 ・広域団体・高校等の講座申込みに対する講師派遣 ・消費者教育推進法に基づき設置する「消費者教育推進地域協議会」を開催し、県の消費者教育に関する施策の進捗管理及び成果検証を実施 ・緊急事案へ対応するための迅速な広報 ・「鳥取県消費者教育推進計画」を踏まえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するため、県内消費生活相談員に対する消費者教育研修講座を実施
消費者行政費	12,449	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、警察、関係機関との積極的な連携(会議開催等) ・事業者指導・法執行体制を充実するため、警察OBを非常勤職員(不当取引専門指導員)として配置 ・消費生活審議会の開催・運営
消費生活センター管理運営費	4,313	<ul style="list-style-type: none"> ・県消費生活センター相談室(東部・中部・西部)の管理運営
計	24,028	

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

消費生活センター (0859-34-2705)

7目 消費者支援対策費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
絆で防止！特殊詐欺被害ゼロ作戦	8,401	13,639	△5,238	8,389		12		
トータルコスト	9,991千円 (前年度 18,318千円) [正職員：0.2人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	地域サロンを活用した普及啓発、テキスト作成、ハガキによる見守り、特殊詐欺被害防止モデル地区の取組を他地域に拡大するため研修等							
工程表の政策目標(指標)	消費者被害防止のための広報・啓発活動の充実・強化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

高齢者を中心とした特殊詐欺による被害は本県でも後を絶たず、警察でも懸命に金融機関や宅配業者など事業者と協力し、水際対策を行っているが、依然として県民の安全・安心な生活を脅かす深刻な課題となっている。

平成28年度に実施した「地域で見守る特殊詐欺被害ゼロ作戦」を更に充実させ、地域全体の特殊詐欺に対する意識を高めるとともに、高齢者をはじめ学生や障がいのある方などの見守りを強化することにより、特殊詐欺被害ゼロを目指す。

2 主な事業内容

(単位：千円)

事業	予算額	事業内容
【新規】 見守りカフェ事業	5,971	・地域住民の仲間づくりや居場所づくりに利用されている「地域サロン」を被害防止の拠点として位置づけ、特殊詐欺被害防止に高い見識を持った「特殊詐欺撲滅リーダー」1名を配置し、サロン世話役・主催者等に対し、テキストを用いて普及啓発を行うことで、高齢者や障がいのある方などの特殊詐欺被害防止を図る。 ・教育委員会と連携し、中高生が知らない間に犯罪に手を貸すことがないように、犯罪の手口等を学校において普及啓発する。 ・地域住民向け特殊詐欺防止テキストを作成する。
【新規】 コミュニケーションで見守りカフェ事業	1,230	・「特殊詐欺被害防止」のメッセージを印刷したハガキを大型イベント等で配布し、参加者が疎遠になりがちな高齢の両親、祖父母等に送る、見守りキャンペーンを実施する。 ・地域住民が主体となって、銀行・郵便局等と連携して詐欺被害防止のための見守り模擬訓練を実施する。
【新規】 被害防止対策事業	1,200	・被害防止対策事例集を作成し、平成28年度に実施していただいた特殊詐欺被害防止モデル地区(市街地及び中山間地域)の取組を他の地域に普及啓発する。 ・普及啓発用の報告書及び資料を作成する。
合計	8,401	

3 これまでの取組状況、改善点

○平成28年度は「特殊詐欺被害を防止する地域モデル検証事業」を米子市車尾地区(市街地モデル)と伯耆町番原区(中山間地域モデル)に委託し、地域の特性に応じた高齢者を見守る体制を構築するための取組を地域住民一丸となって実施していただいた。

(取組事例)

- ・アンケートによる意識調査(事業に取り組む前と後の住民意識の変化を検証する)
- ・地域住民、民生委員等を対象にした講習会、川柳募集、寸劇等の実施
- ・住民が主体となって実施する郵便局での振り込め詐欺防止模擬訓練の実施
- ・地域見守りパトロールの実施
- ・詐欺被害防止のための大型看板・のぼり旗の設置、ポスター・チラシ等による啓発

○また、中高生が知らない間に犯罪に加担してしまう事案が発生しており、被害者にならないための教育だけではなく、加害者にならないための教育も必要である。

○県内の特殊詐欺被害件数・被害額(県警本部調べ)

調査年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
件数；被害額(単位：千円)	17； 67,456	29； 91,884	28； 159,114	36； 71,500

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

消費生活センター (0859-34-2765)

7 目 消費者支援対策費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
生きる力を育む消費者教育実践事業	8,772	7,885	887	8,762		10		
トータルコスト	15,130千円 (前年度 9,955千円) [正職員：0.8人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	会議開催、教材作成、広報・啓発活動							
工程表の政策目標(指標)	消費者教育の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

消費者教育に関する教育機関への実態調査により浮かび上がった学校教育現場等での課題解決に向け、消費者行政と教育行政・学校教育の現場が連携して課題解決のための支援策等を検討し、実施する。

児童・生徒の生きる力を育むため、児童・生徒のみならず、保護者や一般事業者等に向けて消費者教育を実践することにより、より充実した消費者教育の推進を図る。

2 主な事業内容

(単位：千円)

項 目	予算額	事業内容
「消費者教育推進ワーキングチーム」の設置	136	・校種別に教職員・消費者教育支援員等で構成するワーキングチームを設置し、授業で使用する教材や指導手引の開発を行う。 ・開発教材の普及方法等を検討する。
「消費者教育支援員(コーディネーター)」の配置	3,636	・消費者行政と学校教育の現場・地域社会をつなぎ、消費者教育の実践と意義を普及するため、「消費者教育支援員」を消費生活センターに1名配置する。
消費者教育に関する新たな教材等の開発	5,000	・上記ワーキングチームで検討を行い、消費者教育に必要な資料・教材等を開発するとともに、教職員や社会人に消費者教育を分かりやすく説明するために必要な教材、資料等を開発する。 《開発する教材の例》 ・特別支援学校のためのゲーム等を活用した教材開発 ・県内の大学生等への委託による教材開発 ・保護者・事業者等大人向けの教材開発 ・児童福祉施設入所児童及びその家族向けの教材開発
合 計	8,772	

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成27年度に、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するため「消費者教育推進計画」を策定した。

《消費者教育で重点的に取り組む内容(重点項目)》

- 消費生活センターを中心とした「消費者教育」の意義の普及
- 小・中・高等学校における消費者教育の一層の推進
- 高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり

- 平成28年度は、教育機関への実態調査により浮かび上がった学校教育現場における消費者教育教材の不足や実践事例の不足等の課題解決に向けた取組を開始した。また、消費者教育推進ワーキングチームを設置するとともに消費者教育支援員を配置し、教材を開発した。(今後、県内学校及び図書館等への配布を予定)

- 消費者行政と教育行政・学校教育現場が連携して消費者教育に取り組み、児童・生徒の生きる力を育むため、児童・生徒のみならず、保護者や事業者等に対しても消費者教育を実践することにより、より充実した消費者教育の推進を図る必要がある。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

消費生活センター (0857-26-7186)

7 目 消費者支援対策費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
未来と人と社会のための「思いやり消費」普及事業	14,638	12,548	2,090	14,628		10		
トータルコスト	20,996千円 (前年度 15,843千円) [正職員：0.8人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	啓発授業、啓発講座・イベント開催等広報・啓発活動、会議開催							
工程表の政策目標(指標)	消費者教育の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

将来を担う若年層等に対して、未来と人と社会を思いやる消費行動（「思いやり消費」、「エシカル消費」）をテーマとした啓発・教育を行うことにより、自ら考えて消費を行う「賢い消費者」の育成を図り、持続可能な「消費者市民社会」の実現を目指す。

2 主な事業内容

(1) 若年層に対する「思いやり消費」(エシカル消費)の啓発・教育 (単位：千円)

項目	予算額	事業内容
(新) 学校等における「思いやり消費」啓発授業	50	平成28年度に開発した消費者教育指導教材(テキスト、DVD、大型絵本、紙芝居)等を用い、学校及び幼稚園において、「思いやり消費」に関する教育を行う。
(拡充) 子ども「エシカル塾」(「思いやり消費」啓発連続講座)の開催	5,000	子どもたちの「思いやり消費」に対する理解を深めるため、家族とともに参加できる連続講座を県内2会場で開催する。また、講座修了者向けの認定制度を創設する。
(新)「消費者教育(エシカル教育)支援員」の配置	3,053	教育機関及び地域等を巡回して「思いやり消費」に関する情報発信や啓発講座を実施する「消費者教育(エシカル教育)支援員」1名を東部駐在に配置する。
計	8,103	

(2) 事業者(小売業者)と連携・協力した「思いやり消費」(エシカル消費)の啓発

(単位：千円)

項目	予算額	事業内容
(新)「エシカル・フェア」モデル実施事業	3,000	幅広い消費者に対して「思いやり消費」の普及を図るため、スーパーマーケット等2店舗において、エシカル商品の紹介・販売等を行う特設コーナーをモデル的に開設する。
(新)事業者と消費者による座談会の開催	220	「思いやり消費」をテーマに消費者と販売事業者等が意見交換を行う座談会を開催し、販売事業者の「思いやり消費」への理解及び関心度の向上を図る。
(新)「思いやり商品」生産事業者紹介事業	1,500	「思いやり消費」の内容を分かりやすく伝えるため、思いやりのある特徴的な商品づくりを行う事業者等を広報誌等で紹介する。
計	4,720	

(3)「とっとり消費者大学」公開講座の開催

(単位：千円)

項目	予算額	事業内容
「とっとり消費者大学」公開講座の開催	1,815	他の啓発講座と合わせて総合的に消費者問題の知識習得を図るため、公開講座を県内3地区で計9回開催する。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・消費者庁の「倫理的消費」調査研究会(H27.5設置)において、「思いやり消費」の普及方策等が検討される中、本県では平成28年3月に策定した「消費者教育推進計画」に基づき、平成28年度は、特に子どもに対する「思いやり消費」(エシカル消費)の啓発に取り組んだ。
- ・平成29年度はこれを拡充し、学校等での授業等により知識と行動の定着化を図るとともに、より幅広い層への周知・普及を図るため、事業者と連携した広報・啓発活動等を実施する。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

住まいまちづくり課 (内線: 7363)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
景観行政費	2,372	2,365	7				2,372		
トータルコスト	11,910千円 (前年度 11,723千円) [正職員: 1.2人]								
主な業務内容	審議会の運営、巡視員の設置、アドバイザーの設置 等								
工程表の政策目標(指標)	景観行政団体(市町村)数の増加を図る。(H28年度末実績 5団体、H29年度以降 6団体)								
事業内容の説明									
1 事業の目的・概要 景観審議会の運営など景観行政に関する事務等を行う。									
2 主な事業内容 (単位: 千円)									
区分	内容						金額		
景観審議会の運営	・景観形成条例に基づき、知事の諮問に応じて、景観形成に関する事項について審議する。						630		
景観形成巡視員の設置、研修	・景観形成条例に基づき、条例に違反する無届行為の発見・通報等を行う巡視員を各市町村に配置し、巡視活動を行う。						627		
景観アドバイザーの設置、派遣	・景観に関して高い見識を有する者を景観アドバイザーとして配置し、公共事業に係る景観評価などを実施する。						957		
景観行政市町村職員担当者研修会等	・学識経験者及び先進的自治体による講演により、景観まちづくりへの取組について考える機会を設ける。						158		
計							2,372		
屋外広告物行政費	380	408	△28			(手数料) 380			
トータルコスト	9,918千円 (前年度 9,766千円) [正職員: 1.2人]								
主な業務内容	審議会の運営、講習会の開催、屋外広告物制度の普及啓発、違反広告物対策 等								
工程表の政策目標(指標)	-								
事業内容の説明									
1 事業の目的・概要 屋外広告物審議会の運営など屋外広告物行政に関する事務等を行う。									
2 主な事業内容 (単位: 千円)									
区分	内容						予算額		
屋外広告物審議会の運営	・屋外広告物条例に基づき、知事の諮問に応じて、屋外広告物の設置許可基準その他の重要事項について審議する。						280		
屋外広告物講習会の開催	・屋外広告物条例に基づき、広告物の設置に関し必要な知識を屋外広告業者に修得してもらうための講習会を開催する。						40		
屋外広告物制度の普及啓発	・県内の規制状況等、制度について広く情報提供を行うとともに、実務を担う市町村職員への必要な知識の習得を促す。						30		
違反広告物対策	・市町村等と連携を図り、屋外広告物に関する現状やニーズを把握するとともに、効果的な違反広告物対策を検討する。						30		
計							380		

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7697)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅・建築物耐震化総合支援事業	117,321	114,816	2,505	1,911			115,410	
トータルコスト	125,269千円 (前年度 122,614千円) [正職員: 1.0人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	住宅、公共施設等建築物の耐震化率を向上させる							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県中部地震による被災を踏まえ、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を促進するため、耐震診断から改修まで所要の費用の一部を助成するとともに、耐震対策に必要な人材の育成、その他県民が安心して耐震化に取り組むことができる環境を総合的に整備する。

2 主な事業内容

(1) 震災に強いまちづくり促進事業 (107,128千円)

- ・昭和56年5月31日以前(一戸建ての住宅については平成12年5月31日以前)に建築された住宅・建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修の費用の一部を助成する。
- ・また、耐震改修促進法の改正(平成25年11月25日施行)により耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物等の耐震診断、補強設計、耐震改修の費用の一部を助成する。
- ・平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震による被害状況を踏まえ、屋根瓦、天井、ガラス等の非構造部材の落下防止対策に係る補助制度を拡充するとともに、住宅の一部耐震化を推進するため、耐震シェルター設置に係る補助制度を創設する。

○建築物区分ごとの補助率

対象建築物	補助対象	補助率				備考	
		国	県	市町村	所有者		
不特定多数大規模建築物(診断義務付け)	設計	1/2	1/4	1/4	-	補助上限なし	
	耐震改修	1/3	1/6	1/6	1/3	"	
避難路沿道建築物(診断義務付け)	診断・設計	1/2	1/4	1/4	-	"	
	耐震改修	1/5	1/12	1/12	19/30	"	
防災拠点建築物(診断義務付け)	診断・設計	1/2	1/6	1/6	1/6	"	
	耐震改修	1/5	1/12	1/12	19/30	"	
一般建築物	診断・設計	1/3	1/6	1/6	1/3	"	
	耐震改修	11.5%	5.75%	5.75%	77%	"	
一戸建て住宅 ※屋根瓦耐震対策及び非構造部材の対象はすでに耐震性のあるもの	耐震	所有者負担なし	1/2	1/4	1/4	-	補助上限あり
	診断	所有者負担あり	1/3	1/6	1/6	1/3	"
	補強設計		1/3	1/6	1/6	1/3	"
	耐震改修	S56以前建築	1/3	1/6	1/6	1/3	"
		S56~H12建築	1/6	1/12	1/12	2/3	"
	除却		11.5%	5.75%	5.75%	77%	"
	(新規)耐震シェルター設置		11.5%	5.75%	5.75%	77%	"
	(新規)屋根瓦耐震対策		1/6	1/12	1/12	2/3	"
(新規)非構造部材対策		11.5%	5.75%	5.75%	77%	"	
緊急輸送道路、避難路沿道等建築物・住宅	耐震改修		1/6	1/12	1/12	2/3	補助上限なし
避難所等	耐震改修		1/6	1/12	1/12	2/3	"
特定天井	耐震	避難所等	1/6	1/12	1/12	2/3	"
	改修	上記以外	11.5%	5.75%	5.75%	77%	"
(新規)非構造部材	落下防止対策	避難所等	1/6	1/12	1/12	2/3	補助上限あり
		避難所・一戸建て住宅以外	11.5%	5.75%	5.75%	77%	"

※別途国による面積当たり単価の上限有り

(2) 応急危険度判定士育成事業 (2,122千円)

大規模地震時等に被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士の育成のため、技術講習会、実地訓練を実施する。

- (3) 耐震化支援環境整備事業 (1,700千円)
県民が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備するため、建築士等による耐震化講習会を実施する団体に経費の一部を助成する。
- (4) がけ地近接等危険住宅移転事業 (6,021千円)
がけ地付近に建築された危険住宅の移転費用の一部を助成する。
〔補助率〕 国1/2、県1/4、市町村1/4
- (5) 住宅耐震対策市町村緊急支援事業 (350千円)
市町村が行う学習会、出前説明会、個別訪問等の実施について経費の一部を助成する。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成28年4月14日に発生した熊本地震を踏まえた対応として、新耐震基準（S56.6.1以降H12.5.31以前建築のもの）で建てられた住宅への対象拡大、旧耐震基準の住宅の耐震改修補助率の拡充、避難所等の吊り天井の耐震対策の追加等を行った。（平成28年度9月補正）
- ・鳥取県中部地震では、住宅の屋根瓦のずれや落下等の被害が多く発生した。また、倉吉市庁舎のガラスが割れるなど、非構造部材の被害も発生したことから、これらの被害を未然に防ぐ措置が必要である。
- ・県民が安心して耐震化に取り組む環境づくりのため、無料相談会や講習会への助成及び一定条件を満たす木造住宅耐震化業者の登録制度を実施し、登録業者をホームページ等で公表している。
- ・住宅の低コスト耐震改修工法の講習会をH27, 28に開催した。当該工法を普及促進することにより改修のコスト低減を図り、県民が改修に取り組みやすい環境を整え、住宅の耐震化率の向上を図っている。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
空き家対策支援事業	10,000	10,000	0				10,000	
トータルコスト	12,384千円 (前年度 12,339千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	制度説明、申請書の審査・補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

空き家の老朽化や不適正な管理等による環境悪化等の問題が顕在化していることから、利活用を含めた早期対策を講じるため、空き家の実態調査及び除却等に取り組む市町村を支援するとともに、老朽危険空き家等の所有者等に対し、その除却に係る費用の一部を補助する。

また、鳥取県中部地震により損壊し、居住することが困難となった不良住宅の所有者等に対して、その除却に係る費用の一部を補助する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	内 容
空き家等実態調査支援事業 補助対象:市町村	4,000	市町村が空き家対策の一環として、地域の老朽家屋・空き家の実態調査、地図情報等のデータベース化等に取り組む場合、調査等に要する経費の一部を支援する。 ・対象経費:現地調査費、地図情報等作成費(GIS化、DB化)、報告書作成費 ・補助率:1/2(限度額:1,000千円)
老朽危険空き家等除却支援事業 補助対象:民間建築物の所有者(市町村へ間接補助)	6,000	1.老朽危険空き家等のうち、倒壊すれば前面道路を遮断し緊急時の避難に支障が生じる恐れがあるもの等について、法・条例による指導等を受けて当該老朽危険空き家を除却するための経費を補助する市町村に対して、その経費の一部を支援する。(国の補助制度活用が要件) ・補助率:国2/5、県1/5(又は市町村負担の1/2)、市町村1/5、所有者1/5 ・限度額:300千円/戸(対象経費の1/5、市町村負担の1/2のいずれか低い額) ※前年度までの単県補助との併用を国補助活用に一元化 2.知事が指定した大規模火災により焼損した建築物の解体・撤去等に要する経費を補助する市町村に対し、その経費の一部を支援する。 ・補助率:県1/6、市町村1/6、所有者2/3 ・限度額:対象経費の1/6又は市町村負担額の1/2のいずれか低い額 3.鳥取県中部地震により損壊し居住することが困難となった不良住宅の解体・撤去等に要する経費を補助する市町村に対し、その経費の一部を支援する。(国の補助制度活用が要件) ・補助率:国2/5、県1/5(又は市町村負担の1/2)、市町村1/5、所有者1/5 ・限度額:300千円/戸(対象経費の1/5、市町村負担の1/2のいずれか低い額)

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成24年12月に、庁内関係機関と市町村で「鳥取県空き家対策協議会」を設置し、年2回程度開催。空家適正管理条例の整備及び空家等対策特別措置法(以下「法」という。)に関連する国、各県の動向や空き家対策に関する情報共有、意見交換等を行っている。(条例制定 11市町 H28.12月末現在)
- 法に基づく市町村の「空家等対策計画」策定を促進するため、当該計画策定の基礎となる空き家実態調査の実施を加速させる。(空家等対策計画策定 2町 H28.12月末現在)
- 平成27年度設置の老朽危険空き家等除却支援制度を国の補助制度と一元化し、市町村の補助事業を県・国で支援することで危険空き家等の除却促進を図る。(補助実施 10市町 H28.12月末現在)
- 平成28年10月に発生した鳥取県中部地震に対応し、同年12月より、損壊により居住が困難となった不良住宅(空き家を除く)の除却を支援対象としており、引き続き、本除却支援制度を活用して復興促進を図る。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県津波避難施設整備促進事業	(債務負担行為) 6,000 100	100	(債務負担行為) 6,000 0				(債務負担行為) 6,000 100	
トータルコスト	895千円 (前年度 880千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	周知説明、申請書の審査・基金事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

東日本大震災における津波による甚大な被害の発生を踏まえ、今後津波による被害が想定される地域において津波避難施設を整備する市町村を支援する。

2 主な事業内容

市町村が津波避難施設を指定するにあたり、施設の整備に要する経費の起債借入を行う場合に、償還による負担を軽減するために行う基金造成に対し、財政的支援を行う。(債務負担行為(平成30年度から平成39年度、総額6,000千円))

※市町村は緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%(実質負担率30%))を活用する。

- ・対象市町村 日本海沿岸の9市町村
- ・補助額 基金造成に要する経費の額
(ただし当該年度事業費の15%相当額を限度とする。)
- ・補助の方法 10年間分割交付

(単位: 千円)

整備項目	事業費上限	件数	事業費
津波避難タワー建設	27,830	1	27,830
屋外階段設置	3,480	2	6,960
屋上等手摺設置	1,790	2	3,580
自動解錠装置設置	830	2	1,660
合 計	-	-	40,030
債務負担行為額(15%)	-	-	6,000

3 これまでの取組状況、改善点

- ・鳥取県地域防災計画(平成22年度)において、市町村による津波避難計画の策定等について規定した。
- ・「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波想定の設定に先立って、鳥取県津波対策検討委員会の「暫定的な予測」をもとに津波避難施設整備の検討を市町村に働きかけた。
- ・平成24年度に津波避難施設整備のあり方について沿岸市町村と意見交換し、「鳥取県津波避難ビル指定ガイドライン」を策定した。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7697)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
吹付アスベスト撤去等支援事業	18,249	18,249	0				18,249	
トータルコスト	21,428千円 (前年度 21,368千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 吹付アスベストの除去工事等に要する経費の一部を支援することにより、県民の健康被害の防止及び生活環境の保全を図る。</p> <p>2 主な事業内容 アスベスト撤去支援事業 (1) 補助対象者 民間建築物の所有者(市町村への間接補助) (2) 補助対象建築物 吹付アスベスト等が施工されている建築物(除去等について他の補助を受けていないもの) (3) 補助対象経費 吹付アスベスト等の除去等(除去、封じ込め、囲い込み及び建物除却)の費用 (建築物の除却にあつてはアスベスト対策費用相当額) (4) 補助内容 補助率: 国1/3、県3/12、市町村1/12、所有者1/3 補助対象事業費上限: 20,000千円以内で市町村が定める額</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 ・吹付アスベストの除去等の助成実績(平成18年度からの実績): 70棟 ※吹付アスベストの含有調査については、国が全額補助を実施(上限は、原則250千円) ・市町村による制度創設を働きかけ、12市町が制度創設済。</p>								

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7390)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 空き家等利活用のための リノベーションコー ディネート機能強化事 業	3,800	0	3,800				3,800	
トータルコスト	7,774千円 (前年度0千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	補助金交付事務及び指導助言等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

空き家等を解消し、利活用を推進するための取組として、近年リノベーション手法が注目されている。市場に流通していないまちなか等の空き家を掘り起こし、利活用を進めるため、民間で組織する協議会のコーディネート機能を強化し、まちなか等のにぎわいづくりを推進する。

※リノベーション：建築物における新築時の目論見やあり方を見直し、異なる次元(用途)に改修する行為。

2 主な事業内容

事業主体	とっとり空き家利活用推進協議会※
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 高度で専門的な知識(建築、法令等)を持つ人材を派遣する等により、市町村や民間による、リノベーションが可能な物件(空き家)の掘り起こしを支援するとともに、事業化に向けて関係各者(所有者、事業希望者、建築の専門家等)間のマッチングを図る。 物件所有者、事業者、民間まちづくり会社等に対し、リノベーションの魅力や成功事例等の情報発信を継続的に行う。 最前線で活躍する実践者を招いて、ワークショップ(研究集会)形式による実践的な学びの機会を通じてまちづくり人材の育成を行う。
補助率	2/3 (上限額3,800千円)

※とっとり空き家利活用推進協議会

空き家問題に取り組むため、県建築士会・宅建協会・司法書士会及び土地家屋調査士会が連携して組織する協議会(平成28年7月設立)。

3 これまでの取組状況、改善点

- 県内のリノベーション事例として、ブックカフェホンバコ(鳥取市)、Y Bub&Hostel(鳥取市)、わだや小路(米子市)、シェアハウスタコブネ(岩美町)等の動きがあり、地域活性化につながっているが、いまだ点としての動きにとどまっている。
- 平成28年7月に県建築士会・宅建協会等が、「とっとり空き家利活用推進協議会」を設立し、11月に空き家の相談会を開催することで、空き家の掘り起こしの支援を行ったところだが、県内全域での動きとして定着させていくためには、継続して空き家の掘り起こしや人材育成の機会を拡充することが必要である。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
バリアフリー環境整備促進事業	28,013	27,098	915				28,013	
トータルコスト	32,782千円 (前年度 31,777千円) [正職員: 0.6人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

民間建築物及びその敷地のバリアフリー環境整備を促進するため、特に既存建築物の改修に重点を置き、市町村との協調支援を行う。

平成29年度は、平成32年度の東京パラリンピック等のイベントに向けて、大型施設等による複数年度にわたる改修に対応できるよう制度を見直すとともに、従来対象外であった新築時の車いす使用者用駐車場と屋根の整備を補助対象に追加することにより、引き続き福祉のまちづくりを推進する。

また、県外からの誘客をさらに促進できるよう旅館・ホテルのバリアフリー整備を推進する。

2 主な事業内容

(1) 鳥取県福祉のまちづくり推進事業 (27,513千円)

補助対象者	民間建築物の所有者 (市町村への間接補助)		
補助対象建築物	民間の ^{*1} 特定建築物のうち、バリアフリー法が対象とする面積規模未満のもの等		
補助対象経費	メニュー	限度額(新築)	限度額(改修)
	車いす使用者用便所及び当該便所に至る経路の整備(特定建築物向け)	1,200千円	3,000千円
	オストメイト対応設備の整備	1,000	1,000
	エレベーター整備	3,000	20,000
	玄関の音声誘導装置等整備	1,000	3,000
	電光掲示板、フラッシュライトの整備	500	500
	車いす使用者用便所及び当該便所に至る経路の整備(^{*2} 特別特定建築物向け)		5,000
	玄関の自動扉及び敷地内通路の整備		5,000
	【拡充】車いす使用者用駐車場と屋根の整備	【新規】 2,000	2,000
	既存建物の便器等部分改修		5,550
	車いす使用者用客室の整備		5,000
	200㎡以下の小規模建築物に係る提案工事等		500
負担割合	国1/4、県1/8、市町村1/8、所有者1/2 ※既存の特別特定建築物の改修は補助率拡充(H26~31) 国3/8、県1.5/8、市町村1.5/8、所有者2/8(エレベーター設置を除く)		

(2) 鳥取県バリアフリー環境整備促進事業 (500千円)

補助対象者	民間建築物の所有者 (市町村への間接補助)
補助対象建築物	民間の ^{*3} 認定特定建築物のうち、商業系の用途に供しないもの
補助対象経費	車いす使用者用駐車施設・便所、敷地内通路、及び出入口の自動扉等の整備
負担割合	国1/3、県1/6、市町村1/6、所有者1/3

^{*1}特定建築物……学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場等、多数の者が利用する建築物

^{*2}特別特定建築物…不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物

^{*3}認定特定建築物…建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けた特定建築物

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成26年度の全国障がい者芸術・文化祭の開催や、平成32年の東京パラリンピックのキャンプ地誘致を促進するため、県外客等の利用が想定される既存施設の活用を見込み、支援制度の拡充等を行った。
- ・平成27年度から福祉・病院施設の既存改修も鳥取県福祉のまちづくり推進事業の対象に追加した。
- ・平成29年1月時点で4市・8町(岩美町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、伯耆町)が制度を創設しているが、さらに未創設の市町村に制度創設を働きかける。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

1 項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4 目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
建築指導費	60,107	2,466	57,641	57,526		2,581		
トータルコスト	130,844千円 (前年度 71,868千円) [正職員: 8.9人]							
主な業務内容	指導監督、許認可事務							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

安全安心なまちづくり、良質な建築物の整備を促進するため、建築基準法に基づく許認可事務等を行う。

2 主な事業内容

建築基準法及び建築士法等に基づく建築指導行政に関する事務等を行う。

区 分	内 容	予算額
(新規) 建築物台帳等 電子化入力業務	昭和46年度以降の約51,000件の建築物概要書のPDF化、データベース化に係る業務を委託し、既存建築物の管理等の迅速化を図る。	57,467 (全額国費)
建築行政共用データベ ースシステム使用料	業務の適確かつ効率的な運営のため、建築確認、建築士等の情報を台帳化した全国データベースの使用料	1,317
建築審査会等運営経費	建築許可に係る審議等を行う審査会経費、全国協議会等の運営経費	703
建築士審査会運営経費	二級・木造建築士試験の合否審議等を行う審査会経費	150
その他の経費	備品購入費、旅費、建築物動態統計調査費	470
計		60,107

〈主な関連法令〉

- ・ 建築基準法 (昭和25年法律第201号) に係る事務
- ・ 建築士法 (昭和25年法律第202号) に係る事務
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (耐震改修促進法) (平成7年法律第123号) に係る事務
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法) (平成27年法律第53号) に係る主な事務
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律 (低炭素法) (平成24年法律第84号) に係る事務
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号) に係る事務

宅地建物取引業者指 導費	664	659	5			(手数料) 664	
トータルコスト	8,612千円 (前年度 8,457千円) [正職員: 1.0人]						
主な業務内容	宅地建物取引業者免許等交付、指導・立入検査及び処分に関する事務等						
工程表の政策目標(指標)	—						

事業内容の説明

宅地建物取引業者の指導及び宅地建物取引士の資格登録業務等に要する経費。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線7364)

4目 建築指導費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
伝統建築技能者団体活動支援事業	3,500	3,500	0	1,575			1,925	
トータルコスト	4,295千円 (前年度 4,280千円)			[正職員:0.1人]				
主な業務内容	周知説明、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

木造建築に携わる建築大工、左官、板金及び建具技能士の伝統技能の継承、振興及び技能の向上を推進するため、各団体が実施する研修、競技大会への参加及び展示会等の活動を支援する。

2 主な事業内容

補助対象事業	補助率
(1) 研修等事業 伝統技能の継承を目的とした研修会の開催又は参加	1/2
(2) 競技大会事業 県内外で行われる技能競技大会への参加又は県内での競技大会の開催	
(3) 技能振興活動事業 伝統技能の振興を目的とした展示会又はものづくり体験教室等の開催	10/10
(4) 鏝絵、なまこ壁に関する事業 鏝絵、なまこ壁に関する研修等事業、競技大会の開催、技能振興活動	

補助対象者	対象事業(上表に対応)	限度額
建築大工技能士による団体(1団体)	(1)(2)(3)	1,000千円
左官技能士による団体(1団体)	(1)(2)(3)(4)	1,000千円 (うち500千円は (4)に係るもの)
その他の技能士による団体(3団体)	(1)(2)(3)	500千円

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成18年度から木造建築に携わる建築大工、左官、板金及び建具の技能士団体の活動に対し支援を行っている。
- 平成23年度から、鏝絵、なまこ壁に関する事業に用途を限定した上で、左官技能士による団体に対する限度額を500千円上乘せしている。
- また、競技大会又は研修の開催等の個人の資質向上に繋がる事業に対する補助率を10/10から1/2に変更した。
- 平成24年度の全国技能五輪において、本県から銀賞の受賞者が生まれるなど技能者の育成に寄与している。
- 伝統技能に携わる技能士の減少及び高齢化が進み、また、木造建築の仕事が年を追うごとに減少しており、継続的な支援が必要である。
- 平成25年度は、左官/建具/建築大工の技能3団体による全国大会が、いずれも県内で初開催され、各団体とも会員の力を結集して大会を成功させ、業界の活性化に対する機運が盛り上がった。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

5 項 都市計画費

住まいまちづくり課 (内線: 7371)

1 目 都市計画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
都市計画費	602	581	21			602		
トータルコスト	6,960千円 (前年度 6,819千円) [正職員: 0.8人]							
主な業務内容	開発審査会の運営等							
工程表の政策目標(指標)	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>開発行為の審査など民間開発事業の指導に要する経費である。</p>								

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7411)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
	(債務負担行為 15,407)		(債務負担行為 15,407)			(債務負担行為 15,277 使用料 423,053 雑入 2,988)	(債務負担行為 130)	
県営住宅維持管理費	426,041	421,383	4,658					
トータルコスト	510,290千円 (前年度 504,042千円) [正職員: 10.6人 非常勤職員: 7.0人]							
主な業務内容	県営住宅の維持管理、修繕、家賃事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県営住宅103団地3,924戸(平成29年4月1日見込)を適正に維持管理するために、施設の修繕、家賃の徴収等を行う。

区分	団地数	戸数	備考
住宅供給公社管理代行分	63	3,333	
市町管理代行分	40	591	11市町が管理
計	103	3,924	

2 主な事業内容

(1) 市町への管理委託 (25,354千円)

公営住宅法による管理代行制度により、入居決定、同居・入居承継承認等県営住宅の管理に係る事務(家賃決定等に関する事項を除く)及び家賃徴収事務を市町へ委託する。

(2) 家賃・駐車場使用料の徴収事務 (30,603千円)

- ・家賃計算及び収納管理を行うために、電算処理委託を行う。
- ・未収家賃等の早期回収のため家賃納付指導員6名による納付指導の徹底を図る。
- ・(新)過年度分未収家賃等の回収強化のため債権回収専門員(1名)を新たに配置し、未納家賃及び損害賠償金の回収促進を行う。
- ・長期・高額滞納者への法的措置(住宅明渡し等請求訴訟)を実施する。

(3) 県営住宅施設の維持修繕等 (223,314千円)

県営住宅施設を適切に維持していくために必要な設備点検、修繕工事等を行う。

(4) 県営住宅の維持管理に必要な負担金 (85,139千円)

- ・国有資産等所在市町村交付金
- ・下水道・集落排水等負担金
- ・(臨)琴浦町水道加入金(赤碕港団地の水道メーターを町指定のメーターに交換)

(5) 住宅管理人に係る経費 (12,606千円)

入居者の中から住宅管理人を任命し、住宅及び共同施設の管理業務の補佐をしていただく。

(6) 水道料金等徴収業務委託 (49,025千円)

直結給水方式及び水道局による直接徴収が可能となった西部地区の県営住宅のうち、直結給水方式への変更が未了の県営住宅について、同地区内の不公平を是正する観点から、直結給水方式への変更が完了するまでの間、県が過渡的に民間団体に委託して料金の徴収を行う。

また、直結給水方式の導入が困難である東部及び中部地区においても水道管理人による徴収負担が生じており、西部地区との不公平是正の観点から、水道料金等徴収業務の外部委託経費について県が暫定的に負担を行う。

3 これまでの取組状況、改善点

○県営住宅の適正な維持管理のため、以下の取組を実施している。

- ・納付指導員による滞納家賃等の納付指導等
- ・維持管理に必要な定期点検等の委託
- ・入居者情報の管理・家賃計算等を行う県営住宅管理システムの運用等

○債権回収への取組について

未納家賃、明渡し等訴訟により確定した損害賠償金の未収金額が平成27年度末で2億円超の状況であり、徴収体制を強化し、未収金の縮減を図ることが必要である。

○水道料金等徴収業務委託について

平成19年に米子市水道局の基準が改正され、同年以降に改修を実施する西部地区の県営住宅(中層以上)では順次直結式給水方式に切り換えることで、水道局による直接検針が可能となった。他方、切り換え未了の県営住宅では、引き続き水道管理人による検針・徴収が必要となることから、不公平を解消するため、平成20年度から県負担によりこれらの業務を外部委託してきた。

また、鳥取市及び倉吉市水道局では、米子市水道局で行われている直結式が採用されておらず、水道管理人による検針・徴収等が依然として行われていることから負担軽減を求める声が多く聞かれる。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7364)

1 目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりの美しい街 なみづくり事業	12,000	1,400	10,600				12,000	
トータルコスト	13,590千円 (前年度 2,960千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	周知説明、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

市町村及び地域住民による街なみ環境整備事業において、民間住宅等の修景整備に係る所有者の負担を軽減することで、とっとりの風土や暮らしに根ざした美しい街なみ景観保全を促進する。

2 主な事業内容

鳥取県街なみ環境整備等促進事業

街なみや景観の保全に係る国庫補助事業を市町村が実施する場合において、事業を促進する観点から、所有者が負担する費用の一部について上乘せ支援を行う。(市町村への間接補助)

中部地震により被害を受けた街なみの早急な復旧を支援するため、倉吉市への補助を行う。

負担割合	県1/9、国1/3、市町村1/3、所有者2/9
対象事業	・住宅等修景(工事費のうち外観に係る経費) ・建築整備等修景(屋外に露出している空調設備等の隠ぺい等) ・外構修景(門、堀等)
実施見込	倉吉市: 60件(倉吉打吹地区の街なみを形成する個人住宅等)

3 これまでの取組状況、改善点

米子市(旧加茂川・寺町周辺地区)(平成25年度まで)、琴浦町(光(みつ)地区)(平成26年度まで)、大山町(大山アルペンライン地区)(平成27年度まで)、倉吉市(倉吉打吹地区)(継続中)など、これまで4市町で合計116件の修景整備を行っている。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7399)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (使用料)	一般財源	
県営住宅管理効率化事業	185,690	185,690	0			185,690		
トータルコスト	186,485千円(前年度 186,470千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	県住宅供給公社への住宅管理事務(入居等の受付、修繕ほか)の委託							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 県営住宅の効率的な管理体制の構築を図るため、県が管理する63団地、3,333戸について、鳥取県住宅供給公社にその管理事務及び家賃等の収納事務の一部を委託する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 委託業務の内容 入居者の公募、選考及び決定、同居及び入居承継の承認、修繕など県営住宅管理に係る業務 (2) 委託先・委託料等 委 託 先: 鳥取県住宅供給公社 委 託 期 間: 5年間(平成26年度～平成30年度) 委託料総額: 928,450千円</p>								
鳥取県住宅供給公社 運営費	868	779	89				868	
トータルコスト	1,663千円(前年度 1,559千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	公社指導・監督及び負担金事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
地方公務員等共済組合法に基づく鳥取県住宅供給公社職員に係る共済組合の県負担金。								

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費
 6 項 住宅費
 1 目 住宅管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7411)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
被災者向け民間賃貸住宅借上げ等事業	888	888	0				888	
トータルコスト	1,683千円 (前年度 1,668千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	民間賃貸住宅の借上げ							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により本県へ避難した世帯の住環境確保のため、民間賃貸住宅の借上げを行う。</p> <p>2 主な事業内容 借上げ民間賃貸住宅の家賃の支払 対象世帯 2世帯 12か月分</p> <p>※福島県が実施する避難指示区域外からの避難者に対する応急仮設住宅及び借上げ住宅の供与については平成28年度末で終了するため、平成29年度以降は災害救助法第20条による求償の対象とならず、現入居者の借上料については平成29年4月以降は県費で対応することとなる。</p>								
まちづくり推進事業 連絡調整費	416	416	0	200			216	
トータルコスト	14,722千円 (前年度 14,452千円) [正職員: 1.8人]							
主な業務内容	個別相談・情報提供等、周知説明、補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 市町村による街なみ環境整備事業及び都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)(いずれも社会資本整備総合交付金の基幹事業)の適正な執行を図るため市町村の指導監督等を行う。 また、地域の景観まちづくり団体の活動をサポートし、地域の景観資源を活用した、地域が主体のまちづくり活動を促進する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 市町村等が実施する次の国補助事業に係る指導監督及び必要な事務を行う。 ア 街なみ環境整備事業 イ 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)</p> <p>(2) 景観まちづくり団体の活動サポート ア 相談対応及び情報提供 ・活動団体の相談対応を通じて、活動に係る課題、ニーズを把握するとともに、必要に応じて県の支援策等の情報提供を行う。 ・団体概要及び活動等を取りネットに掲載する。 ・メーリングリストを活用した適時の情報提供及び情報交換を行う。 イ 意見・情報交換会の開催 ・活動団体の活動発表、情報共有及び連携体制の構築に資する場を設けることにより、活動の促進、円滑化を図る。 ウ 活動団体の情報発信</p>								

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7399)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県営住宅管理システム改修事業	1,604	0	1,604				1,604	
トータルコスト	1,604千円(前年度0千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	情報センターが管理するホストコンピュータ廃止に伴うシステム改修							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県庁基幹業務(財務会計業務、税務業務、給与業務)が再構築されるにあたり、ホストコンピュータの必要性が乏しくなったため、平成30年3月までに(株)鳥取県情報センターが管理するホストコンピュータが廃止されることになっている。</p> <p>それに伴い、従来同センターが行っていた各種作業を職員自らが県営住宅管理システム本体で作業できるようにシステム改修する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>これまで県営住宅入居者の家賃計算に用いる収入申告書のパンチデータの手直し等を情報センターのホストコンピュータで行っていたが、平成30年度以降行うことができなくなるため、県営住宅管理システム本体で作業できるようにするためのシステム改修を行う。</p>								
住まいまちづくり課 管理運営事業	28,060	31,676	△3,616			(雑入) 6	28,054	
トータルコスト	28,060千円(前年度31,676千円) [正職員: 0.0人、非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	課内・地方機関及び関係機関との連絡・調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
課内、各地方機関及び各種関係機関への連絡・調整及び実施事業に要する事務的経費。								

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7412)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	(債務負担行為) 263,311		(債務負担行為) 263,311	(債務負担行為) 114,709	(債務負担行為) 139,000 (554,000)	(債務負担行為) 9,602		県負担額 581,947
	1,019,981	1,135,272	△115,291	437,994	554,000	(雑入) 40	27,947	

トータルコスト 1,057,337円 (前年度1,171,923千円) [正職員: 4.7人、非常勤職員: 5.0人]

主な業務内容 企画立案、交付金事務等

工程表の政策目標 (指標)

—

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

昭和50年代以前に建設され老朽化した県営住宅(約1,600戸)のうち全面的な改善が適当と判断された住棟については、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から順次、長寿命化を図ることとし、トータルリモデル(全面的改善)を実施する。
また、住棟型式等から全面的な改善が適さない住棟については、エコ改善(断熱・省エネ改修等)又は個別の修繕を実施する。

2 主な事業内容

(1) 建替等整備事業 894,122千円

団地名	位 置	構造・階数	戸数	備 考
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善(8期)工事
緑町第1	鳥取市立川町	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善(3期)工事
緑町第2	鳥取市立川町	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善(1期)工事
ひばりが丘	鳥取市浜坂	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善(4期)工事
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(4期)工事

(2) 大規模改修事業 112,664千円

- ・外壁改修(倉吉市旭田町団地 計1棟)
- ・外壁・屋上改修工事(米子市三柳団地 計2棟)
- ・非常用照明LED改修工事(米子市永江団地 他4団地 計35棟)

(3) その他(非常勤職員人件費等) 13,195千円

- ・県有施設(公営住宅及び県立学校等)の施設整備に係る非常勤職員5名分。(うち1名は、教育委員会からの移管分。)

3 これまでの取組状況、改善点

- ・鳥取県地域住宅計画に基づき整備・改修事業を計画的に実施している。
- ・地域住宅計画Ⅱ期の5カ年計画(H23~27)では、全面的改善時のコスト縮減及び省エネ改修の手法によるエコ改善事業に取り組んだ。
- ・地域住宅計画Ⅲ期の5カ年計画(H28~32)では、全面的改善及びエコ改善の一層のコスト縮減に取り組んでいる。

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。
備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域優良賃貸住宅供給促進事業	1,440	1,440	0	720			720	
トータルコスト	3,030千円 (前年度 3,000千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	制度広報、関係機関連絡調整、事業実施状況管理、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 民間事業者による障がい者向け賃貸住宅（鳥取県地域優良賃貸住宅）の供給を推進し、民間資源を活用した障がい者の居住安定・住環境向上を図ることにより、重層的な住宅セーフティネットの構築を図る。</p> <p>2 主な事業内容 県の認定を受けた鳥取県地域優良賃貸住宅を経営する民間事業者に対し、入居者の所得等に応じた家賃減額に要する費用の一部を助成する。 ・対象戸数 3戸</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 ・平成21年度に建築関係者、不動産関係者、福祉関係者、学識経験者等を構成員とする鳥取県地域優良賃貸住宅供給計画認定委員会を設置し、平成22年度にかけて整備対象地域及び住宅の整備基準等を検討した。 ・平成22年度にモデル事業として、3戸の供給を認定するとともに、住戸のバリアフリー化等に伴う改修事業を実施し、平成23年度に完了した。 ・平成23年度から地域優良賃貸住宅の管理を行う事業者に対し家賃の減額助成を行っている。</p>								

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費
6 項 住宅費
2 目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
鳥取県居住支援協議会 活動支援事業	8,956	8,580	376	4,030		2,461	2,465	
トータルコスト	10,546千円 (前年度 10,140千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	運用、居住支援協議会との調整等							
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

住宅確保に配慮を要する高齢者、障がい者等 (以下「住宅確保要配慮者」という。) の住生活の安定と向上を図るため、民間賃貸住宅の有効活用に係る基盤整備を行うことにより、地域の実情に応じた重層的な住宅セーフティネットの構築を推進する。

2 主な事業内容

鳥取県居住支援協議会の活動に係る経費の一部を支援する。

区 分	内 容
事業主体	鳥取県居住支援協議会
補助金額	8,956千円
補助率	10/10 (国45%、県27.5%、4市27.5%)
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会事務局に係る人件費、旅費及び事務所費 ○あんしん賃貸相談員に係る人件費、旅費等 ○会議、セミナー等の開催に係る経費 ○普及啓発及び広報に係る経費 ○ (追加) アンケート調査に係る経費

【居住支援協議会の主な活動内容】

①あんしん賃貸住宅、協力不動産店及び支援団体の登録

- ・住宅確保要配慮者の入居を拒否しない民間賃貸住宅及び事業に協力する不動産店並びに支援団体を登録し、協議会会員その他関係団体との連携により広く情報提供する。
- ・登録された協力不動産店が住宅確保要配慮者の入居相談に応じ、あんしん賃貸住宅への円滑な入居を支援する。

②あんしん賃貸支援事業相談員の配置

- ・協議会会員である (公社) 鳥取県宅地建物取引業協会が東・中部で1名、西部で1名、計2名の専任相談員を配置する。
- ・事業の一元的窓口として相談・問合せ等に応じるほか、入居に係る連絡調整、関係者への協力要請等により、制度の普及定着及び住宅確保要配慮者の円滑入居を包括的に推進する。

3 これまでの取組状況・改善点

- ・平成21年度に (公社) 鳥取県宅地建物取引業協会及び (公社) 全日本不動産協会鳥取県本部と協力協定を締結し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、不動産業界と協力して取り組んでいく体制を整備した。
- ・平成21年から、専任相談員を (公社) 鳥取県宅地建物取引業協会への委託により配置している。(東・中部1名、西部1名)
- ・平成24年11月には、住宅セーフティネット法に基づく鳥取県居住支援協議会を、県・市町村、居住支援団体、不動産団体により設立。関係者間で情報を共有し、課題を協議する体制を整備した。
- ・また、平成25年度から事業の実施主体を当該協議会に移行した。
- ・平成26年度に、4市に協議会活動に係る経費負担を求める協定を締結した。

<登録戸数と相談件数の推移>

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
登録戸数 (戸)	641	921	1,021	1,069	1,179	1,187 (122棟) (12月末時点)
相談件数 (件)	125	189	194	178	197	190 (12月末時点)

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
6項 住宅費
2目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線：7408)
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり住まいる支援事業	437,850	437,850	0	83,146			354,704	
トータルコスト	449,772千円 (前年度449,547千円) [正職員：1.5人]							
主な業務内容	申請書等の審査、補助金交付決定、中間確認・完成検査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県産材の需要拡大及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設を促進するため、県内業者等を活用した県民の住まいづくりを幅広く支援する。								
2 主な事業内容								
(1) 住宅の新築に対する支援 (最大(上限)100万円/戸、予算額284,450円)								
県内事業者により木造一戸建住宅を新築する場合、基本支援及び上乗せ支援により、最大(上限)100万円/戸の支援を行う。								
区分	支援内容						予算額(千円)	
基本支援	県内事業者により木造一戸建住宅を新築する場合、定額2万円/戸						11,000	
県産材活用支援	10m ³ 以上の県産材を使用する場合、定額40万円/戸						176,000	
県産材を10m ³ 以上使用した木造一戸建住宅の場合、以下の要件を満たせば上乗せ支援を行う。								
県産材中規模加算支援	20m ³ 以上の県産材を使用する場合、定額8万円/戸						7,200	
県産材大規模加算支援	25m ³ 以上の県産材を使用する場合、定額5万円/戸						2,200	
県産規格材活用支援	県産規格材1万円/m ³ ただし、県産材の使用量に応じて最大額は次のとおり ・県産材10m ³ 以上使用した場合、最大10万円 ・県産材20m ³ 以上使用した場合、最大13万円 ・県産材25m ³ 以上使用した場合、最大15万円						42,800	
伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、定額20万円/戸(手刻み/下見板張/左官仕上/日本瓦葺/木製建具)						12,000	
子育て世帯等支援・三世帯同居等支援	住宅を新築する世帯が子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸 上記を満たし、かつ新たに三世帯同居等する世帯に該当する場合、定額15万円/戸						33,250	
(2) 住宅の改修等に対する支援 (最大(上限)50万円/戸、予算額22,400円)								
県産材を活用して既存の住宅の改修等を行う場合、県産材の使用状況に応じた支援を行う。また伝統的な技術の活用等、一定の要件を満たすものに対しては上乗せの支援により、最大50万円/戸の支援を行う。								
区分	支援内容						予算額(千円)	
県産材活用支援	県産材を使用する場合、次の単価に応じて最大25万円/戸 ・構造材、下地材で0.3m ³ 以上使用する場合、2万円/m ³ ・内・外装の仕上げ材で1m ² 以上使用する場合、4千円/m ²						15,000	
上記の支援に加え、以下の要件を満たせば上乗せ支援を行う。								
伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、施工面積に応じて最大15万円/戸(大工技能/左官技能/建具技能)						5,400	
子育て世帯等支援・三世帯同居等支援	住宅を改修等する世帯が子育て世帯等に該当する場合、定額5万円/戸 上記を満たし、かつ新たに三世帯同居等する世帯に該当する場合、定額10万円/戸						2,000	
(3) 平成28年度交付決定(平成29年度支払)分 (予算額：125,000千円)								
(4) 工務店等に対する支援(補助率：1/2(上限500千円/件)、予算額：6,000千円)								
建設、設計、木材供給事業者等が2社以上連携し(うち1社以上はとっとり住まいる支援事業の設計又は施行実績が必要)、県産材を活用した木造住宅の良さ等を普及する場合、その活動への支援を行う。								
3 これまでの取組状況								
・工務店等へのチラシ配布、新聞等各種媒体への掲載、住宅見学会等での情報提供により周知が進んだことや、使いやすい制度に見直した結果、申請数が年々伸びている。 (交付決定数(新築)H26：578件、H27：776件、H28：910件(見込)) (参考)制度の見直し経緯(主なもの) H27：県産材大規模加算(追加) H28：県産材中規模加算(追加)、三世帯同居等支援(追加)								

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源					
鳥取エコハウス推進事業	1,203	1,190	13	541			662					
トータルコスト	1,998千円 (前年度 1,970千円) [正職員: 0.1人]											
主な業務内容	鳥取エコハウスの普及推進											
工程表の政策目標(指標)	-											
事業内容の説明												
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県産材を多用し、本県の気候・風土に適した住宅として開発した鳥取県型環境配慮住宅(鳥取エコハウス)の普及を図り、環境負荷の低減に配慮した住宅づくりを推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取エコハウス推進協議会が取り組む鳥取県型環境配慮住宅の普及、販売に向けた活動に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェア展示(委託料)</td> <td>プロダクト住宅を体感できるモデルルーム(組立移動式)の展示を、木の住まいフェア主催者である鳥取県木造住宅推進協議会に委託する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 これまでの取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に林業者、製材業者、設計者、工務店など住まいづくりに関わる川上から川下までの事業者で構成する鳥取エコハウス推進協議会を設立し、住宅の設計、供給体制の構築及び木造住宅向けの県産材規格材の開発等に取り組み、平成24年度には、モデルルーム(組立移動式)を製作した。 平成25年以降は、協議会の運営を民間主体とし、基準等の整備、県産材供給体制の検討、広報宣伝の実施等の活動を支援している。 									項目	内容	フェア展示(委託料)	プロダクト住宅を体感できるモデルルーム(組立移動式)の展示を、木の住まいフェア主催者である鳥取県木造住宅推進協議会に委託する。
項目	内容											
フェア展示(委託料)	プロダクト住宅を体感できるモデルルーム(組立移動式)の展示を、木の住まいフェア主催者である鳥取県木造住宅推進協議会に委託する。											
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	70,157	70,157	0	35,077			35,080					
トータルコスト	72,541千円 (前年度 72,496千円) [正職員: 0.3人]											
主な業務内容	補助金交付事務、認定事業者への管理等の指導											
工程表の政策目標(指標)	-											
事業内容の説明												
<p>県が認定した高齢者向け優良賃貸住宅を管理している民間事業者に対し、入居者の所得等に応じた家賃低廉化に要する費用の一部を補助する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家賃補助</td> <td>入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・4団地 181戸 (国1/2、県1/2)</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	家賃補助	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・4団地 181戸 (国1/2、県1/2)
区分	内容											
家賃補助	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・4団地 181戸 (国1/2、県1/2)											

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
6項 住宅費
2目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線7364)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅新築資金等貸付助成事業	11,594	28,037	△16,443	7,708			3,886	
トータルコスト	13,184千円 (前年度 29,597千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、国との調整、市町村指導、調査統計							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

住宅新築資金等貸付事業の実施に伴う市町村の財政負担を軽減し、事業の円滑な実施を促進するため、地方債償還に係る利子負担及び償還推進に要する事務的経費等に対して助成する。

2 主な事業内容

住宅新築資金等貸付金の償還が最大25年の長期に及ぶため、市町村の事務費負担軽減を図る。また、一定の要件を満たし、回収不能債権として認定された債権及びその利子に対して助成を行う。

区分	予算額	内容
償還推進助成事業費	11,563千円	<ul style="list-style-type: none"> 回収業務に要する費用の財政負担の軽減 (回収、督促に係る事務費、法的措置に係る弁護士費用、執行費用等) 回収不能となった債権及びその利子の補填 【助成対象】: 14市町 (要件: 償還未了、財政力指数0.8未満) 【負担割合】: 国1/2、県1/4、市町村1/4
償還推進指導費	31千円	市町村の回収率の向上を図るための研修会の開催
合計	11,594千円	

※住宅新築資金等貸付事業

歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の改善を図るため、同地域において宅地取得、住宅新築又は住宅改修を行う者に対し、昭和41年以降、市町村が国の助成を受けて資金貸付を実施した事業。

(「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、貸付事業は平成13年(当県は平成8年)をもって終了し、現在は貸付金の償還業務のみが継続している。)

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7390)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
個人住宅建設資金貸付事業	1,473	3,105	△1,632			(貸付金元利収入) 1,473		
トータルコスト	1,473千円 (前年度 3,105千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	預託金貸付・償還事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>県民の持家建設促進等のため、県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託を行う。 (継続分のみ) 平成29年度予定残高: 7,561千円、貸付件数: 32件</p>								
融 資 対 象		貸付利率		融資限度額		返済期間		
公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者		公庫基準金利 +0.5%		新築・購入: 400万円 改良 : 200万円		新築・購入: 20年以内 改良 : 10年以内		
鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業	4,210	4,987	△777			(貸付金元利収入) 4,210		
トータルコスト	4,210千円 (前年度 4,987千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	預託金貸付・償還事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>鳥取県西部地震による被災住宅の建替等に係る住宅融資を受ける者に対し、金融機関と協調して上乗せ融資を行う。 (継続分のみ) 平成29年度予定残高: 9,151千円、貸付件数: 8件</p>								
対象者	公庫等から住宅資金を借り受けた者であって住宅資金の不足する者							
貸付限度額	・建設 400万円 (20年償還、据置なし) ・補修 200万円 (10年償還、据置なし)							
貸付利率	2.1%							

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7398）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業	3,000	3,000	0	1,350			1,650	
トータルコスト	3,795千円（前年度 3,780千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、団体の活動に対する指導、育成							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域の風土に根ざした木造住宅に関する技能・伝統・文化を次世代に引き継ぐため、大手住宅メーカーに比べ商品力・営業力が脆弱な県内の木造住宅生産者団体等の活動を支援し、企画力の向上を図るとともに、県民に広く木造住宅の魅力を伝えることにより、県産材の需要拡大を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>木造住宅生産者団体等が行う木造住宅の普及及び県産材の需要拡大、伝統技術の普及継承、県民の住文化の向上等に資する取組に対して助成する。（補助率：1/2）</p>								
住宅金融支援機構審査受託等事務費	268	268	0			(受託事業収入) 250	18	
トータルコスト	4,242千円（前年度 4,167千円）[正職員：0.5人]							
主な業務内容	住宅金融支援機構審査受託業務、住宅相談受付、関連諸制度の広報							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
住宅金融支援機構の災害関連貸付に係る設計及び工事審査を受託する。								

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7390)

2 目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県被災者住宅再 建支援基金積立事業	12,062	29,706	△17,644			(財産収入) 12,062		
トータルコスト	12,857千円 (前年度 30,486千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	基金の積立業務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県被災者住宅再建支援条例(平成13年鳥取県条例第40号)に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することで、被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。

2 主な事業内容

自然災害により、住宅に著しい被害を受けた地域の被災者に対して交付する支援金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積み立てる。

平成24年度で積立額が条例で目途としている20億円に到達したことから、平成25年度以降の拠出を一旦停止し、債券等基金運用による利息収入のみを積み立てることとしていた。

しかし、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震により基金の取崩しを行った結果、条例で目途としている20億円を下回る(約10億円と試算)ことが想定されるため、平成29年度中に、「鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会」で今後の積立方針について議論する。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
6項 住宅費
2目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線: 7364)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとり匠の技」 活バリモデル助成事業	1,100	1,200	△100	405			695	
トータルコスト	2,690千円 (前年度 2,760千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	申請書等の審査、補助金交付決定、中間確認・完成検査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

伝統的な木造建築物の維持保全に携わる建築大工、左官及び建具技能士の伝統技能を活用した建物の改修等を支援することにより、職人技の活用場を創出し、伝統技能の継承及び空き家・空き店舗など既存ストックの有効利用を促進する。

2 主な事業内容

伝統技能を活用した建築物(住宅を除く)の改修、模様替えに係る経費の一部を助成する。

○助成要件

【基本助成】県内に主たる事務所を有する業者に所属する、又は個人である一級又は二級の技能士(大工・左官・建具)が行う10万円以上の改修工事であること。

【追加助成】基本助成要件を満たした上で、改修部分の床面積が7㎡以上の内部改修又は外部の改修を伝統技能のうち2種以上を活用して施工すること。

ただし、各要件に規定する面積の2倍以上の改修を行う場合は1種でも可。

○補助率: 基本助成: 1/2 (県1/2、所有者1/2)、上限50千円

追加助成: 1/2 (国1/2×45%、県1/2×55%、所有者1/2)、上限450千円

○補助額: 基本助成: 大工、左官又は建具技能士が施工する改修工事に係る経費

追加助成: 伝統技能のうち2種(1種)以上の活用に係る経費

○補助対象項目及び補助単価

		補助対象項目	補助単価
基本助成		県内に主たる事務所を有する業者に所属する、又は個人である一級又は二級の技能士が行う10万円以上の改修工事	50千円/㎡
追加助成	外部	大工技能(外壁・羽目板)	県産材を使用して見付け面積で10㎡以上下見板張りとしたもの
		左官技能(外壁・漆喰)	小舞等下地の上に湿式工法により10㎡以上仕上げるもの
		左官技能(塀)	湿式工法によりブロック塀等を見付け面積で10㎡以上仕上げるもの
	内部	大工技能(室内造作)	県産材を使用して内部造作を見付け面積で7㎡以上仕上げるもの
		左官技能(漆喰)	小舞等下地の上に湿式工法により7㎡以上仕上げるもの
		建具技能	県内に本拠地を置く建具業者が作成した木製建具を見付け面積で3㎡以上使用するもの

3 これまでの取組状況、改善点

- ・業界からの要望を受け、平成25年度に本制度を創設した。
- ・平成26年度、27年度にそれぞれ業界等の意見を参考に技能士要件の緩和や対象工事の拡大等の改正を行った。

〔廃止〕 鳥取県住生活基本計画改訂版策定事業	0	3,887	△3,887					
トータルコスト	0千円 (前年度 7,006千円)							

平成29年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

東部生活環境事務所 (0857-20-3676)

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
氷ノ山国定公園シカ 食害防止対策事業	1,512	1,512	0	756			756	
トータルコスト	3,102千円 (前年度 3,072千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	受託者との連絡調整、関係法令手続き							
工程表の政策目標(指標)	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 氷ノ山国定公園におけるシカの食害対策として、シカの個体数管理を行い、生物多様性の保全を図る。</p> <p>2 主な事業内容 氷ノ山国定公園の中でもシカ食害が顕著である自然探勝路周辺の被害軽減を図るため、電気柵の設置によりサンカヨウ(希少植物)群落を保全するとともに、くくりわな設置によりシカを捕獲・駆除する。</p>								

平成29年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所地域振興局 (0859-31-9372)

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山駐車場利用向上事業	422	422	0				422	
トータルコスト	2,012千円 (前年度 1,982千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託料・電気代の支払、関係団体との調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>平成19年度に設置した県立大山駐車場の融雪装置の維持管理を行う。</p>								

平成29年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局 (0859-31-9320)

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源	
大山オオタカの森保全事業	9,042	7,663	1,379	3,855		654	4,533	
トータルコスト	9,837千円 (前年度 8,443千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	管理委託契約事務、施設維持補修事務、関係機関との調整、許認可事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例」に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承するため、観察路の維持管理、営巣環境整備等を実施する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

事業	予算額	内容
営巣環境整備	8,806	アカマツ林の更新伐及び伐木の売却、松食い虫被害木の駆除
維持管理	236	観察路等の維持管理委託(草刈り等)
計	9,042	

平成29年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局 (0859-31-9320)

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山自然歴史館管理運営費	31,473	31,792	△319				31,473	
トータルコスト	34,652千円 (前年度 34,911千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	委託業務の執行管理、指定管理者との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県立大山自然歴史館の充実した施設運営を図るため、指定管理者による管理運営等を実施する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	内容
指定管理料	31,473	指定管理(候補)者：一般社団法人大山観光局 代表理事 足立敏雄 指定期間：5年間(平成29年4月1日～平成34年3月31日) 債務負担行為限度額(5年分)：157,365千円 選定理由：経験豊富な職員体制や地元と連携した利用者サービス等 [スケジュール] (1) 指定管理者の募集(10月13日～11月28日) (2) 第2回審査委員会(12月5日) → 大山観光局を候補者に決定 (3) 指定管理者の指定(2月議会) → 協定書の締結 (4) 平成29年4月1日から指定管理者による管理運営の開始

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成23年度までは県直営により、また、24年度以降は指定管理者((一社)大山観光局)が、大山の自然や歴史・文化を広く紹介するとともに、自然観察会をはじめ、各種イベントを開催し、県内外に大山の魅力を発信してきた。
- 平成28年4月に大山山麓地域が日本遺産に、同年6月、7月には大山寺旧境内が国史跡等にそれぞれ認定・指定されたことを受け、「国立公園満喫プロジェクト等推進事業」の一環として、館内の展示のリニューアルにより来館者に対しより魅力ある施設となるよう整備を行うこととしており、平成30年の大山開山1300年祭に向け、さらなる気運の盛り上げを図っていく。

【近年の入館者数の推移】

(単位：人)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
68,286	66,658	66,478	59,115	61,867

平成29年度当初予算に関する調

事業名	平成28年度 当初計上予算額 (A)	平成29年度 当初計上予算額 (B)	財源内訳				B/A	備考	生活環境部(単位:千円) 事業内容の説明 (主な事業・箇所)
			国庫支出金	起債	その他	一般財源			
一般公共事業	575,239	363,878	312,149	<22,100>		21,729	63.3%	県費負担 21,729	
水道事業	506,166	229,749	229,249			500	45.4%	県費負担 500	鳥取市、岩美町、若桜町、大山町
農業集落排水事業	60,073	45,829	38,750			7,079	76.3%	県費負担 7,079	
県営農業集落排水事業	-	-					-		
団体営農業集落排水事業	60,073	45,829	38,750			7,079	76.3%	県費負担 7,079	東郷(鳥取市)、助谷(三朝町)、上野末吉(大山町)、会見(南部町)
公園事業	9,000	88,300	44,150	<22,100>		14,150	981.1%	県費負担 36,250	公園施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化(布勢総合運動公園) 公園内照明のLED化(布勢総合運動公園)
単県公共事業	146,066	99,665				99,665	68.2%	県費負担 99,665	
農業集落排水事業	-	-					-		
県営農業集落排水事業	-	-					-		
団体営農業集落排水事業	-	-					-		
公園事業	146,066	99,665				99,665	68.2%	県費負担 99,665	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園、燕趙園
(一般公共+単独)	721,305	463,543	312,149	<22,100>		121,394	64.3%	県費負担 121,394	
天神川流域下水道事業	288,530	526,530	320,500	<33,600>	(負担金) 101,250	4,780	182.5%	県費負担 38,380	天神浄化センター
生活環境部合計	1,009,835	990,073	632,649	<55,700>	130,000	126,174	98.0%	県費負担 159,774	

(注)起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。
備考欄の県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源または繰入金の金額を加算したものである。

平成29年度公共事業箇所別概要

生活環境部

事業名	地区名	実施期間	総事業費 (千円)	事業概要	平成29年度 事業費 (千円)	平成29年度 事業内容
生活基盤施設耐震化等事業(水道)	鳥取市	27~33	684,052 (4,349,159)	簡易水道統合	132,975 (616,468)	簡易水道統合
生活基盤施設耐震化等事業(水道)	岩美町	27~36	272,322 (822,966)	老朽管更新	33,825 (101,475)	老朽管更新
生活基盤施設耐震化等事業(水道)	若桜町	27~31	219,309 (691,984)	統合簡易水道	60,446 (194,000)	統合簡易水道
生活基盤施設耐震化等事業(水道)【新規】	大山町	29	1,503 (6,015)	遠隔監視システム	1,503 (6,015)	遠隔監視システム
団体営 農業集落排水事業【新規】	とごころ 東郷 (鳥取市)	29~34	247,000 (494,000)	処理施設改築:1箇所 管路:L=5,420m ポンプ施設:5箇所	19,000 (38,000)	実施測量設計:1式
団体営 農業集落排水事業【新規】	おげに 助谷 (三朝町)	29	5,500 (11,000)	警報装置改築:5箇所	5,500 (11,000)	警報装置改築:5箇所
団体営 農業集落排水事業【新規】	うえのすえし 上野末吉 (大山町)	29~31	97,350 (194,700)	処理施設改築:1箇所 管路:L=973m ポンプ施設:2箇所	7,000 (14,000)	実施測量設計:1式
団体営 農業集落排水事業【新規】	あいき 会見 (南部町)	29	7,250 (14,500)	処理施設制御装置改築:3基	7,250 (14,500)	処理施設制御装置改築:3基
単県 都市公園維持費【新規】	ふせ 布勢 (鳥取市)	29	73,261	施設修繕:6箇所	73,261	施設修繕:6箇所
単県 都市公園維持費【新規】	とごころこはわい 東郷湖羽合 りんかいこうえん 臨海公園 (湯梨浜町)	29	18,800	施設修繕:4箇所	18,800	施設修繕:4箇所
単県 都市公園維持費【新規】	えんちようえん 燕趙園 (湯梨浜町)	29	7,604	施設修繕:3箇所	7,604	施設修繕:3箇所
県立都市公園移動円滑化 推進事業【新規】	ふせ 布勢 (鳥取市)	29~32	245,000	工事:3箇所	47,000	工事:3箇所
県立都市公園LED化推進 事業【新規】	ふせ 布勢 (鳥取市)	29	41,300	工事:1箇所	41,300	工事:1箇所
合計	13地区		1,920,251 (6,584,324)		455,464 (995,458)	上段 : 県予算 下段(): 市町村事業費

(注) 国の認証等により変更になる場合がある。

平成29年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	2款 総務費								
	2款 総務費	うち生活環境部						6項 防災費	1目 防災総務費
		2項 企画費	1目 企画総務費	2目 計画調査費	3目 交通対策費	1目 防災総務費			
1 報酬	550,245	8,024	5,706		1,248	4,458	2,318	2,318	
2 給料	2,951,742	15,192	15,192	15,192					
3 職員手当等	4,427,125	7,636	7,636	7,636					
4 共済費	1,143,458	6,573	6,198	5,488		710	375	375	
5 災害補償費	500								
6 恩給及び退職年金	20,389								
7 貸金	33,606								
8 報償費	262,617	990	990		970	20			
9 旅費	239,482	1,951	714		433	281	1,237	1,237	
費用弁償	28,034	341	341		169	172			
普通旅費	158,510	1,375	138		29	109	1,237	1,237	
特別旅費	52,938	235	235		235				
10 交際費	3,600								
11 需用費	531,870	2,680	723		71	652	1,957	1,957	
12 役務費	548,656	1,596	285		140	145	1,311	1,311	
13 委託料	5,290,706	14,023	1,994			1,994	12,029	12,029	
14 使用料及び賃借料	847,679	279	219			219	60	60	
15 工事請負費	1,374,886	384,594					384,594	384,594	
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	134,683	35,486	30			30	35,456	35,456	
19 負担金、補助及び交付金	8,166,863	42,866	42,567		10,539	32,028	299	299	
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000								
23 償還金、利子及び割引料	170,200								
24 投資及び出資金									
25 積立金	134,793								
26 寄附金									
27 公課費	243								
28 繰出金									
子備費									
計	26,835,343	521,890	82,254	28,316	13,401	40,537	439,636	439,636	
財源									
国庫支出金	2,353,218	439,366					439,366	439,366	
地方債	1,857,000								
その他	3,253,179	443	432	36	380	16	11	11	
一般財源	19,371,946	82,081	81,822	28,280	13,021	40,521	259	259	

平成29年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	3款 民生費					
	款項目	うち生活環境部				
		1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	7目 消費者支援対策費		
1	報酬	428,593	13,588	13,588	200	13,388
2	給料	1,591,362	18,990	18,990		18,990
3	職員手当等	904,293	9,545	9,545		9,545
4	共済費	617,605	8,842	8,842		8,842
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	貸金	288				
8	報償費	77,566	4,018	4,018	284	3,734
9	旅費	66,552	4,847	4,847	547	4,300
	費用弁償	10,197	1,709	1,709	57	1,652
	普通旅費	34,106	1,805	1,805	305	1,500
	特別旅費	22,249	1,333	1,333	185	1,148
10	交際費					
11	需用費	177,384	8,163	8,163	513	7,650
12	役務費	83,639	3,915	3,915	685	3,230
13	委託料	3,058,972	47,708	47,708	54	47,654
14	使用料及び賃借料	70,819	2,564	2,564	195	2,369
15	工事請負費	72,748				
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費	21,111	20	20		20
19	負担金、補助及び交付金	35,487,173	39,281	39,281	17,486	21,795
20	扶助費	1,757,088				
21	貸付金	39,680	200	200		200
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料	37				
24	投資及び出資金					
25	積立金	297,710	4	4		4
26	寄附金	1,250				
27	公課費	89				
28	繰出金	2,650				
	予備費					
	計	44,756,609	161,685	161,685	19,964	141,721
財源	国庫支出金	3,048,929	58,107	58,107		58,107
	地方債	25,000				
	その他	2,830,153	53	53		53
	一般財源	38,852,527	103,525	103,525	19,964	83,561

平成29年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位：千円)

節	4款 衛生費							
	款項目	うち生活環境部						
		1項 公衆衛生費				2項 環境衛生費		
			1目 公衆衛生総務費	3目 予防費	6目 衛生環境研究所費		1目 環境衛生総務費	
1	報酬	168,876	75,623	23,129		16,860	6,269	52,494
2	給料	1,549,584	759,600	121,536	121,536			334,224
3	職員手当等	891,097	389,725	62,515	62,515			173,800
4	共済費	583,818	285,855	47,606	43,904	2,701	1,001	128,489
5	災害補償費							
6	恩給及び退職年金							
7	貸金	13,804						
8	報償費	48,231	15,414	487		279	208	14,927
9	旅費	71,096	32,068	4,819		997	3,822	27,249
	費用弁償	9,184	4,140	351		307	44	3,789
	普通旅費	33,269	18,487	3,724		380	3,344	14,763
	特別旅費	28,643	9,441	744		310	434	8,697
10	交際費							
11	需用費	173,953	107,853	43,593		2,897	40,696	64,260
12	役務費	67,780	33,081	7,328		3,635	3,693	25,753
13	委託料	1,063,101	611,664	105,764		26,745	79,019	505,900
14	使用料及び賃借料	79,085	48,591	4,654		100	4,554	43,937
15	工事請負費	1,226,348	813,184	19,217			19,217	793,967
16	原材料費							
17	公有財産購入費	4,273						
18	備品購入費	41,871	15,764	1,983			1,983	13,781
19	負担金、補助及び交付金	5,431,007	711,948	40,609		40,513	96	671,339
20	扶助費	1,400,160						
21	貸付金	1,062,773	3,000					3,000
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料							
24	投資及び出資金							
25	積立金	1,794,620	13,115					13,115
26	寄附金	58,645	24,445					24,445
27	公課費	57	7					7
28	繰出金							
	予備費							
	計	15,730,179	3,940,937	483,240	227,955	94,727	160,558	2,890,687
財源内訳	国庫支出金	3,798,419	850,960	17,546		17,084	462	833,414
	地方債	408,000	343,000	3,000			3,000	340,000
	その他	1,170,496	155,401	2,382		2,146	236	153,019
	一般財源	10,353,264	2,591,576	460,312	227,955	75,497	156,860	1,564,254
								550,348

平成29年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費			
		うち生活環境部			
		2項 環境衛生費			3項 保健所費
		2目 食品衛生指 導費	3目 環境衛生連 絡調整費	4目 環境保全費	1目 保健所費
1	報酬	2,592	310	49,592	
2	給料				303,840
3	職員手当等				153,410
4	共済費	355		7,398	109,760
5	災害補償費				
6	恩給及び退職年金				
7	賃金				
8	報償費	6,766	370	7,791	
9	旅費	3,581	1,443	22,225	
	費用弁償	136	38	3,615	
	普通旅費	2,320	565	11,878	
	特別旅費	1,125	840	6,732	
10	交際費				
11	需用費	20,613	1,830	41,817	
12	役務費	2,341	771	22,641	
13	委託料	15,338	1,557	489,005	
14	使用料及び賃借料	2,750	628	40,559	
15	工事請負費			793,967	
16	原材料費				
17	公有財産購入費				
18	備品購入費	4,503		9,278	
19	負担金、補助及び交付金	19,960	25,792	625,587	
20	扶助費				
21	貸付金			3,000	
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料				
24	投資及び出資金				
25	積立金			13,115	
26	寄附金			24,445	
27	公課費			7	
28	繰出金				
	予備費				
	計	78,799	32,701	2,150,427	567,010
財源内訳	国庫支出金	15,459	8,583	804,489	
	地方債			340,000	
	その他	41,698	3,112	34,680	
	一般財源	21,642	21,006	971,258	567,010

平成29年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位:千円)

節	6款 農林水産業費									
	うち生活環境部									
	1項 農業費			3項 農地費			4項 林業費			
			6目 農作物対 策費	7目 肥料植物 防疫費		2目 土地改良 費		9目 狩猟費		
1 報酬	384,429	8,450						8,450		8,450
2 給料	2,415,528	3,798				3,798	3,798			
3 職員手当等	1,223,769	1,909				1,909	1,909			
4 共済費	928,460	2,701				1,372	1,372	1,329		1,329
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 貸金	808									
8 報償費	47,372	711						711		711
9 旅費	98,868	1,072	292	180	112			780		780
費用弁償	6,380	138						138		138
普通旅費	81,206	645	292	180	112			353		353
特別旅費	11,282	289						289		289
10 交際費										
11 需用費	489,708	7,686	337	50	287			7,349		7,349
12 役務費	126,782	782	178	130	48			604		604
13 委託料	2,042,510	96,917						96,917		96,917
14 使用料及び賃借料	142,244	2,025	193	140	53			1,832		1,832
15 工事請負費	5,524,740									
16 原材料費	3,166									
17 公有財産購入費	2,295									
18 備品購入費	81,712	77						77		77
19 負担金、補助及び交付金	9,654,534	80,008				74,273	74,273	5,735		5,735
20 扶助費										
21 貸付金	528,196									
22 補償、補填及び賠償金	45,993									
23 償還金、利子及び割引料	100,468									
24 投資及び出資金	10									
25 積立金	495,637									
26 寄附金										
27 公課費	350									
28 繰出金	195,622									
予備費										
計	24,533,201	206,136	1,000	500	500	81,352	81,352	123,784		123,784
財源										
内 国庫支出金	7,619,238	99,389	159		159	62,750	62,750	36,480		36,480
地方債	2,459,000									
内 そ の 他	2,576,712	4,818	126		126			4,692		4,692
訳 一般財源	11,878,251	101,929	715	500	215	18,602	18,602	82,612		82,612

平成29年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	7款 商工費						
		うち生活環境部					
			2項 工鉱業費			3項 観光費	
				1目 工鉱業給務 費	4目 計量検定費		1目 観光費
1 報酬	96,209	14,415				14,415	14,415
2 給料	463,356	11,394	11,394	11,394			
3 職員手当等	232,898	5,727	5,727	5,727			
4 共済費	208,216	6,361	4,116	4,116		2,245	2,245
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃金							
8 報償費	584,588	881	55		55	826	826
9 旅費	91,038	4,380	700		700	3,680	3,680
費用弁償	19,131	989				989	989
普通旅費	51,795	2,671	700		700	1,971	1,971
特別旅費	20,112	720				720	720
10 交際費							
11 需用費	63,903	6,841	800		800	6,041	6,041
12 役務費	52,494	3,040	631		631	2,409	2,409
13 委託料	824,922	45,318	3,694		3,694	41,624	41,624
14 使用料及び賃借料	153,454	5,757	1,042		1,042	4,715	4,715
15 工事請負費	41,373	31,005	31,005		31,005		
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費	7,075	4,075	3,975		3,975	100	100
19 負担金、補助及び交付金	9,529,203	71,540	16		16	71,524	71,524
20 扶助費							
21 貸付金	535,854						
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料							
24 投資及び出資金	1,500						
25 積立金							
26 寄附金							
27 公課費	40						
28 繰出金	9,194						
予備費							
計	12,895,317	210,734	63,155	21,237	41,918	147,579	147,579
財 国庫支出金	251,218	10,740				10,740	10,740
源 地方債	38,000	38,000	38,000		38,000		
内 その他	601,756	3,922	3,649		3,649	273	273
訳 一般財源	12,004,343	158,072	21,506	21,237	269	136,566	136,566

平成29年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費							
	款項目	うち生活環境部						
		1項 土木管理費	1目 土木総務費		4目 建築指導費	5項 都市計画費		
						1目 都市計画総務費		
1	報酬	330,140	42,318	310		310	764	490
2	給料	2,009,142	239,274	18,990	18,990		11,394	7,596
3	職員手当等	1,012,286	120,272	9,545	9,545		5,727	3,818
4	共済費	776,759	91,172	6,860	6,860		4,116	2,744
5	災害補償費							
6	恩給及び退職年金							
7	貸金	493	493					
8	報償費	8,666	940	36		36	874	
9	旅費	44,828	5,571	479		479	889	112
	費用弁償	3,219	812	379		379	112	112
	普通旅費	39,992	4,506	64		64	561	
	特別旅費	1,617	253	36		36	216	
10	交際費							
11	需用費	713,365	59,806	1,717		1,717	700	
12	役務費	164,038	12,300	75		75	1,160	
13	委託料	7,243,123	900,506	59,227		59,227	498,376	
14	使用料及び賃借料	216,510	15,747	1,497		1,497	473	
15	工事請負費	19,352,659	1,253,545				171,259	
16	原材料費	9,651						
17	公有財産購入費	709,268						
18	備品購入費	330,665	38,082	32		32	37,950	
19	負担金、補助及び交付金	9,922,898	840,281	178,381		178,381	20,858	
20	扶助費							
21	貸付金	80,683	5,683					
22	補償、補填及び賠償金	1,644,639	11,848					
23	償還金、利子及び割引料	5,500						
24	投資及び出資金							
25	積立金	12,062	12,062					
26	寄附金							
27	公課費	7,180						
28	繰出金	6,380	6,380				6,380	
	予備費							
	計	44,600,935	3,656,280	277,149	35,395	241,754	760,920	14,760
財	国庫支出金	12,322,650	691,449	61,012		61,012	51,017	3,212
源	地方債	16,167,000	584,000				30,000	
内	その他	1,514,491	743,574	3,245		3,245	21,959	602
訳	一般財源	14,596,794	1,637,257	212,892	35,395	177,497	657,944	10,946

平成29年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	8款 土木費					生活環境部 合計
	うち生活環境部					
	5項 都市計画費		6項 住宅費			
3目 公園費	4目 下水道費		1目 住宅管理費	2目 住宅建設費		
1 報酬	274		41,244	30,274	10,970	162,418
2 給料	3,798		208,890	208,890		1,048,248
3 職員手当等	1,909		105,000	105,000		534,814
4 共済費	1,372		80,196	78,421	1,775	401,504
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 賃金			493	493		493
8 報償費	874		30		30	22,954
9 旅費	216	561	4,203	4,152	51	49,889
費用弁償			321	321		8,129
普通旅費		561	3,881	3,831	50	29,489
特別旅費	216		1		1	12,271
10 交際費						
11 需用費		700	57,389	57,339	50	193,029
12 役務費		1,160	11,065	11,035	30	54,714
13 委託料	496,645	1,731	342,903	307,185	35,718	1,716,136
14 使用料及び賃借料		473	13,777	13,757	20	74,963
15 工事請負費	171,259		1,082,286	130,344	951,942	2,482,328
16 原材料費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費	37,950		100		100	93,504
19 負担金、補助及び交付金	9,160	11,698	641,042	98,027	543,015	1,785,924
20 扶助費						
21 貸付金			5,683		5,683	8,883
22 補償、補填及び賠償金			11,848		11,848	11,848
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金						
25 積立金			12,062		12,062	25,181
26 寄附金						24,445
27 公課費						7
28 繰出金		6,380				6,380
予備費						
計	723,457	22,703	2,618,211	1,044,917	1,573,294	8,697,662
財源						
国庫支出金	44,150	3,655	579,420	8,449	570,971	2,150,011
地方債	30,000		554,000		554,000	965,000
その他	21,357		718,370	697,874	20,496	908,211
訳一般財源	627,950	19,048	766,421	338,594	427,827	4,674,440

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
2項 企画費	
1目 企画総務費	
給 料・一般職員	4人
2目 計画調査費	
報 酬・景観審議会委員	15人
・景観形成巡視員	14人
・屋外広告物審議会委員	10人
負担金、補助及び交付金・全国景観会議負担金	40
・鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	10,499
3目 交通対策費	
報 酬・交通事故相談員	2人
・交通安全対策会議委員	7人
負担金、補助及び交付金・鳥取県交通対策協議会補助金	6,238
・保健指導等を活用した安全運転普及モデル事業購入補助金	6,000
・中高生自転車乗車用ヘルメット購入補助金	15,000
・認知症等高齢運転者対策モデル事業補助金	4,790
6項 防災費	
1目 防災総務費	
報 酬・放射能分析員	1人
負担金、補助及び交付金・原子力施設等放射能調査機関連絡協議会負担金	40
・災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業補助金	259
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
報 酬・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
負担金、補助及び交付金・地域安全フォーラム開催補助金	541
・性暴力被害者支援連携事業補助金	12,556
・安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業費補助金	4,389
7目 消費者支援対策費	
給 料・一般職員	5人
報 酬・非常勤職員	1人
・不当取引専門指導員	1人
・鳥取県消費者教育推進地域協議会委員	11人
・消費生活審議会委員	13人
・特殊詐欺撲滅リーダー	1人
・エンカール教育支援員	1人
・消費者教育支援員	1人
負担金、補助及び交付金・中部消費生活センター施設管理費負担金	154
・米子コンベンションセンター施設管理費負担金	1,191
・消費者団体等活動支援補助金	1,300
・市町村消費者行政推進交付金	19,150
貸 付 金・訴訟費用貸付金	200
積 立 金・消費者行政活性化基金積立金	4
4款 衛生費	
1項 公衆衛生費	
1目 公衆衛生総務費	
給 料・一般職員	34人
3目 予防費	
報 酬・狂犬病予防技術員兼動物愛護技術員	7人
・動物適正飼養推進員	1人
・狂犬病評価人	2人
・鳥取県動物愛護推進協議会委員	8人

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	・全国動物管理関係事業所協議会会費 ・動物愛護センター施設費補助金 ・鳥取県動物福祉推進事業補助金 ・鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金	25 34,168 2,400 3,920
6目 衛生環境研究所費		
報 酬	・非常勤職員 ・衛生環境研究所外部評価委員	3人 8人
負担金、補助 及び交付金	・全国衛生化学技術協議会負担金 ・地方衛生研究所全国協議会負担金 ・全国環境研協議会負担金 ・衛生微生物技術協議会会費	15 38 35 8
2項 環境衛生費		
1目 環境衛生総務費		
給 料	・一般職員	90人
2目 食品衛生指導費		
報 酬	・非常勤職員 ・食の安全推進会議委員 ・ふぐ処理師試験委員	1人 12人 7人
負担金、補助 及び交付金	・一般社団法人鳥取県食品衛生協会補助金 ・鳥取県HACCP適合施設認定取得支援補助金 ・全国食肉衛生検査所協議会負担金	1,913 18,000 47
3目 環境衛生連絡調整費		
報 酬	・クリーニング師試験委員 ・鳥取県生活衛生営業審議会委員	7人 10人
負担金、補助 及び交付金	・全国生活衛生関係課課長年会費負担金 ・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金 ・生活衛生営業振興事業補助金 ・公衆浴場確保対策費市町村補助金 ・理美容学校魅力向上支援事業補助金	7 17,166 869 3,750 4,000
4目 環境保全費		
報 酬	・環境審議会委員 ・鳥取県公害審査委員 ・環境影響評価審査会委員 ・省エネ・再エネ設備検討会委員 ・鳥取県水素・再エネ推進会議委員 ・湖山池環境モニタリング委員会委員 ・地下水研究プロジェクト委員 ・放射能調査専門家会議委員 ・放射能調査補助員 ・産業廃棄物適正処理推進指導員 ・使用済物品放置防止対策指導員 ・廃棄物審議会委員 ・PCB含有機器廃棄対策調査員 ・鳥取砂丘レンジャー ・鳥取砂丘景観保全推進員 ・外来種検討委員会委員 ・自然保護監視員 ・非常勤職員	30人 3人 13人 5人 10人 10人 6人 4人 1人 3人 2人 7人 2人 2人 2人 10人 5人 8人
負担金、補助 及び交付金	・こどもエコクラブ活動支援補助金 ・鳥取県環境推進企業協議会会費 ・グリーン購入ネットワーク会費 ・電源立地地域対策交付金 ・再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金 ・再生可能エネルギー発電事業支援補助金 ・自然エネルギー協議会負担金	2,317 10 10 72,325 22,500 36,110 50

項 目		金額(千円)等
	・海洋エネルギー資源開発促進日本海連合負担金	100
	・木質バイオマス熱利用推進補助金	34,000
	・小規模発電設備等導入推進補助金	77,717
	・次世代エネルギーパーク施設見学受入促進補助金	2,500
	・環境保全活動支援事業補助金	1,000
	・地域エネルギー社会推進事業補助金	12,600
	・電気自動車充電インフラ整備補助金	3,000
	・水素エネルギーコンソーシアム負担金	23,000
	・とっとり環境推進県民運動補助金	1,000
	・合併処理浄化槽設置費補助金	12,110
	・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50
	・旧大宝鉱山鉱害防止事業費補助金	612
	・鳥取県持続可能な地下水利用協議会負担金	60
	・中海バイク&ラン中四国ブロックサイクリング補助金	1,500
	・米子湾における水質浄化実証実験支援補助金	5,000
	・海藻刈りによる栄養塩循環システム構築支援補助金	1,000
	・みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	1,500
	・生活基盤施設耐震化等交付金	228,749
	・鳥取県4R推進交付金	1,555
	・Let's4R実践活動推進補助金	1,000
	・不法投棄廃棄物処理事業補助金	4,100
	・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金	7
	・独立行政法人環境再生保全機構が設置するPCB廃棄物処理基金への補助金	3,381
	・安定器等高濃度PCB使用製品確認推進補助金	5,460
	・低濃度PCB汚染機器等処理推進補助金	8,400
	・鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	44,494
	・希少野生動植物教育実践支援補助金	1,000
	・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	2,500
	・生物多様性保全活動支援事業補助金	1,000
	・鳥取県国立公園清掃活動費補助金	2,870
	・自然環境整備交付金	11,000
貸付金	・鳥取県環境管理事業センター貸付金	3,000
積立金	・鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立金	13,115
寄附金	・鳥取大学大学院工学研究科寄附講座開設寄附金	24,445
3項 保健所費		
1目 保健所費		
給料	・一般職員	80人
6款 農林水産業費		
3項 農地費		
2目 土地改良費		
給料	・一般職員	1人
負担金、補助及び交付金	・農業集落排水事業費補助金	38,750
	・農林漁業集落排水事業推進基金造成事業費補助金	11,523
	・低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金	24,000
4項 林業費		
9目 狩猟費		
報酬	・ツキノワグマ追跡調査員	3人
	・特定鳥獣保護管理検討会委員	17人
	・非常勤職員	1人
	・鳥取県自然環境保全コンクール審査会委員	6人
	・カワウ対策検討会委員	5人
負担金、補助及び交付金	・ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金	1,038
	・銃猟者育成支援補助金	1,970
	・若手猟師参入促進補助金	2,727

項 目		金額(千円)等
7款 商工費		
2項 工鉱業費		
1目 工鉱業総務費		
給 料	・一般職員	3人
4目 計量検定費		
負担金、補助 及び交付金	・都道府県計量行政協議会会費	16
3項 観光費		
1目 観光費		
報 酬	・非常勤職員 ・非常勤専門員 ・立体映像上映監視員 ・外国人観光客誘致事業推進員 ・県政ジオバイザリースタッフ	1人 2人 2人 2人 1人
負担金、補助 及び交付金	・山陰海岸ジオパーク補助金 ・鳥取砂丘検定実行委員会負担金 ・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金 ・山陰海岸ジオパーク拠点エリア整備補助金 ・山陰海岸ヘルスツーリズム推進補助金 ・山陰海岸ジオパークパークアンドライド実証事業補助金 ・山陰海岸ジオパーク島崎藤村来訪90周年記念事業補助金 ・山陰海岸ジオパーク魅力活用補助金 ・山陰海岸ジオパークトレイルルート整備負担金 ・山陰海岸ジオパークトレイル協議会運営負担金 ・山陰海岸ジオパーク海外交流負担金 ・山陰海岸ジオパークキッズ体験学習負担金 ・鳥取砂丘新発見伝事業負担金 ・鳥取県ミュージアムネットワーク負担金	1,500 250 4,907 5,152 1,214 9,972 631 15,145 680 15,248 2,000 4,823 10,000 2
8款 土木費		
1項 土木管理費		
1目 土木総務費		
給 料	・一般職員	5人
4目 建築指導費		
報 酬	・建築審査会委員 ・建築士審査会委員	5人 5人
負担金、補助 及び交付金	・全国建築審査会協議会負担金 ・日本建築行政会議負担金 ・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金 ・伝統建築技能者団体支援事業補助金 ・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金 ・耐震化支援環境整備事業補助金 ・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 ・バリアフリー環境整備促進事業補助金 ・福祉のまちづくり推進事業補助金 ・空き家対策支援事業補助金 ・鳥取県老朽危険空き家等除却支援事業補助金 ・都道府県宅地建物取引業法主管者協議会負担金 ・鳥取県空き家等利活用のためのリノベーションコーディネーター機能強化事業補助金 ・アスベスト撤去支援事業補助金	48 450 45 3,500 107,231 1,000 6,021 500 27,513 4,000 6,000 24 3,800 18,249
5項 都市計画費		
1目 都市計画総務費		
給 料	・一般職員	2人
報 酬	・開発審査会委員	7人

項 目		金額(千円)等
3目 公園費		
給 料	・一般職員	1人
報 酬	・指定管理施設運営評価委員会委員	6人
	・鳥取流緑化スタイルガーデン・デザインコンテスト審査員	4人
負担金、補助 及び交付金	・一般社団法人日本公園緑地協会会費	100
	・中国「道の駅」連絡会会費	40
	・全国「道の駅」連絡会会費	20
	・下水道受益者負担金	2,500
	・花と緑のフェア実行委員会負担金	1,350
	・地域緑化活動育成支援補助金	4,000
	・グリーンウェイブアクション補助金	150
	・花と緑のまちづくり支援事業補助金	1,000
4目 下水道費		
負担金、補助 及び交付金	・公共下水道推進基金造成事業補助金	11,698
繰 出 金	・鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰出金	6,380
6項 住宅費		
1目 住宅管理費		
給 料	・一般職員	51人
報 酬	・県営住宅家賃納付指導員	6人
	・県営住宅管理人	235人
	・債権回収専門員	1人
	・非常勤職員	1人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県とつとりの美しい街なみづくり事業補助金	12,000
	・住宅市街地整備推進協議会負担金	20
	・下水道・集落排水受益者負担金	2,018
	・国有資産等所在市町村交付金	82,239
	・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金	868
	・簡易水道整備負担金	882
2目 住宅建設費		
報 酬	・非常勤職員	4人
	・非常勤職員(技術)	1人
負担金、補助 及び交付金	・とつとり住まいる支援事業補助金	431,850
	・企業間連携活動支援事業補助金	6,000
	・地域優良賃貸住宅供給促進事業補助金	1,440
	・日本住宅協会負担金	18
	・ケーブルテレビ加入負担金	4,487
	・公共住宅事業者等連絡協議会負担金	350
	・水道負担金	4,094
	・鳥取県居住支援協議会活動支援事業補助金	8,956
	・「とつとり匠の技」活用リモデル助成事業補助金	1,100
	・木造住宅生産者団体活動支援事業補助金	3,000
	・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金	70,157
・住宅新築資金等貸付助成補助金	11,563	
貸 付 金	・個人住宅建設資金貸付金	1,473
	・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付金	4,210
積 立 金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	12,062

継続費につき前年度以降の支出額、前年度末までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出額並びに事業の進行状況等に関する調書

当初

款	項	事業名	年度	年割額 千円	全体計画					前年度末までの支出額 (見込) 千円	当該年度支出予定額 千円	当該年度末までの支出 予定額 千円	翌年度以降 支出予定額 千円	継続費の総 額に対する 進捗率 %
					左の財源内訳				一般財源					
					国庫支出金	特定財源	その他							
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
			28	115,726	115,726					70,438	70,438		14.0	
			29	387,871	387,871						433,159	433,159	86.0	
2総務費	6防災費	原子力環境セン タ一機能強化事業 費	計	503,597	503,597					70,438	433,159	503,597	100.0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源		
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円			
平成29年度 地域エネルギー利活用計画策定 事業補助	千円 補助金総額4,000千円を 限度として、平成29年度 に交付決定した額から 平成29年度に交付した 額を差し引いた額			平成30年度	限度額に同じ					千円	限度額に同じ
平成29年度 地域エネルギー社会構築事業補 助	千円 補助金総額8,000千円を 限度として、平成29年度 に交付決定した額から 平成29年度に交付した 額を差し引いた額			平成30年度	限度額に同じ						限度額に同じ
平成29年度 再生可能エネルギー活用可能性 調査事業補助	千円 補助金総額22,500千円 を限度として、平成29年 度に交付決定した額か ら平成29年度に交付し た額を差し引いた額			平成30年度	限度額に同じ						限度額に同じ
平成29年度 再生可能エネルギー発電事業補 助	千円 補助金総額36,110千円 を限度として、平成29年 度に交付決定した額か ら平成29年度に交付し た額を差し引いた額			平成30年度から 平成31年度まで	限度額に同じ						限度額に同じ
平成29年度 木質バイオマス熱利用施設整備 事業補助	千円 補助金総額50,000千円 を限度として、平成29年 度に交付決定した額か ら平成29年度に交付し た額を差し引いた額			平成30年度	限度額に同じ						限度額に同じ
平成29年度 原子力環境センター(2期棟)庁舎 清掃業務委託	1,056			平成30年度から 平成31年度まで	1,056	1,056					

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度未までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳						
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源						
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源			
平成29年度 原子力環境センター(2期棟)庁舎 機械警備業務委託	38		38	平成30年度	38							
平成29年度 リアルタイム濁度測定装置賃借料	1,040		1,040	平成30年度から 平成33年度まで	1,040							1,040
平成29年度 ISO17025全項目検査業務委託	委託料総額974千円を限 度として、平成29年度に 契約した額から平成29 年度に支出した額を差し 引いた額			平成30年度	限度額に同じ							限度額に同じ
平成29年度 大山頂上公衆便所管理業務委託	2,606		2,606	平成30年度から 平成31年度まで	2,606							2,606
平成29年度 布勢総合運動公園陸上競技場写 真判定装置賃借料	11,332		11,332	平成30年度から 平成33年度まで	11,332							11,332
平成29年度 山陰海岸ジオパークパークアンド ライト実証事業補助	補助金総額9,972千円を 限度として、平成29年度 に交付決定した額から 平成29年度に交付した 額を差し引いた額			平成30年度	限度額に同じ							限度額に同じ
平成29年度 山陰海岸ジオパーク映像資料投 影機器賃借料	8,834		8,834	平成30年度から 平成34年度まで	8,834							8,834

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度未までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成29年度 津波避難施設整備促進基金造成 補助	6,000				6,000					6,000
平成29年度 震災に強いまちづくり促進事業補 助	補助金総額60,746千円 を限度として、平成29年 度に交付決定した額か ら平成29年度に交付し た額を差し引いた額				限度額に同じ					限度額に同じ
平成29年度 県営住宅水道料金等使用料徴収 業務委託	15,407				15,407			15,277		130
平成29年度 公営住宅整備事業費	263,311				263,311	114,709	139,000			9,602
平成29年度 とっとり住まいの支援事業補助	補助金総額306,850千円 を限度として、平成29年 度に交付決定した額か ら平成29年度に交付し た額を差し引いた額				限度額に同じ					限度額に同じ

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成26年度 鳥取大学大学院工学研究科寄附 講座開設事業費	84,700	平成27年度から 平成28年度まで	20,900	平成29年度から 平成32年度まで	63,800				63,800
平成27年度 EVカーシェアリング事業費	14,208	平成28年度	3,289	平成29年度から 平成32年度まで	10,919				10,919
平成27年度 EV・PHV公用車導入事業費	25,207	平成28年度	5,817	平成29年度から 平成32年度まで	19,390				19,390
平成28年度 EV・FCV公用車導入事業費	13,193			平成29年度から 平成33年度まで	13,193				13,193
平成28年度 再生可能エネルギー発電事業補 助	補助金総額82,190千円 を限度として、平成28年 度に交付決定した額か ら平成28年度に交付し た額を差し引いた額			平成29年度から 平成30年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ
平成21年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	23,365	平成22年度から 平成28年度まで	18,172	平成29年度から 平成30年度まで	5,193				5,193
平成21年度 公共下水道推進基金造成補助	40,554	平成22年度から 平成28年度まで	31,542	平成29年度から 平成30年度まで	9,012				9,012
平成22年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	15,366	平成23年度から 平成28年度まで	10,242	平成29年度から 平成31年度まで	5,124				5,124

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度未までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
						国庫支出金	地方債	その他	
平成22年度 公共下水道推進基金造成補助	22,527	平成23年度から 平成28年度まで	15,018	平成29年度から 平成31年度まで	7,509				7,509
平成23年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	592	平成24年度から 平成28年度まで	325	平成29年度から 平成32年度まで	267				267
平成23年度 公共下水道推進基金造成補助	20,781	平成24年度から 平成28年度まで	11,545	平成29年度から 平成32年度まで	9,236				9,236
平成24年度 公共下水道推進基金造成補助	11,160	平成25年度から 平成28年度まで	4,960	平成29年度から 平成33年度まで	6,200				6,200
平成25年度 公共下水道推進基金造成補助	9,369	平成26年度から 平成28年度まで	3,123	平成29年度から 平成34年度まで	6,246				6,246
平成27年度 衛生環境研究所庁舎機械警備業 務委託	3,306	平成28年度	1,102	平成29年度から 平成30年度まで	2,204	228			1,976
平成28年度 衛生環境研究所庁舎清掃業務委 託	14,001			平成29年度から 平成31年度まで	14,001	1,044			12,957
平成28年度 産業廃棄物実態調査業務委託	6,264			平成29年度から 平成32年度まで	6,264				6,264

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成25年度 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館 管理委託	245,315	平成26年度から 平成28年度まで	147,189	平成29年度から 平成30年度まで	98,126				98,126
平成25年度 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園管 理委託	598,630	平成26年度から 平成28年度まで	359,178	平成29年度から 平成30年度まで	239,452				239,452
平成25年度 燕趙園管理委託	368,235	平成26年度から 平成28年度まで	220,941	平成29年度から 平成30年度まで	147,294				147,294
平成25年度 鳥取県立布勢総合運動公園管理 委託	1,369,030	平成26年度から 平成28年度まで	821,418	平成29年度から 平成30年度まで	547,612				547,612
平成28年度 米子駅前だんだん広場植栽管理 業務委託	744			平成29年度から 平成30年度まで	744				744
平成26年度 山陰海岸学習館機械警備業務委 託	465	平成27年度から 平成28年度まで	86	平成29年度から 平成31年度まで	379				379
平成27年度 山陰海岸学習館清掃業務委託	4,293	平成28年度	1,242	平成29年度から 平成30年度まで	3,051				3,051
平成26年度 災害時給油所地下タンク製品備 蓄促進事業補助	1,036	平成27年度から 平成28年度まで	509	平成29年度から 平成30年度まで	527				527

※「山陰海岸学習館」は、平成28年度に「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」に名称変更を行った。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度未までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				一般財源 千円
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			其 他 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円			
平成28年度 消費生活相談事業委託	142,321			平成29年度から 平成33年度まで	142,321	1,202				141,119
平成28年度 津波避難施設整備促進基金造成 補助	6,000			平成29年度から 平成38年度まで	6,000					6,000
平成16年度 まちなかふれあい住宅(借り上げ 公営住宅)賃借料	140,008	平成17年度から 平成28年度まで	64,737	平成29年度から 平成36年度まで	75,271					75,271
平成26年度 公営住宅管理委託	742,760	平成27年度から 平成28年度まで	371,380	平成29年度から 平成30年度まで	371,380					371,380
平成27年度 県営住宅水道料金等使用料徴収 業務委託	6,695	平成28年度	3,127	平成29年度から 平成30年度まで	3,568			3,568		
平成27年度 県営住宅管理システム改修等業 務委託	12,740	平成28年度	785	平成29年度から 平成32年度まで	11,955					11,955
平成27年度 被災者向け民間賃貸住宅(借上 げ応急仮設住宅)賃借料	2,590	平成28年度	888	平成29年度から 平成30年度まで	1,702					1,702
平成28年度 鳥取県立大山自然歴史館指定管 理料	157,365			平成29年度から 平成33年度まで	157,365					157,365

平成29年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 分担金及び負担金			706,768	675,996	30,772			
	1 負担金		706,768	675,996	30,772			
		1 天神川流域下水道事業費負担金	706,768	675,996	30,772	天神川流域下水道建設事業費負担金	102,750	
					天神川流域下水道管理事業費負担金	604,018		
2 使用料及び手数料			2,790	2,802	△12			
	1 使用料		2,790	2,802	△12			
		1 行政財産使用料	2,790	2,802	△12	1 行政財産使用料	2,790	
3 国庫支出金			320,500	163,500	157,000			
	1 国庫補助金		320,500	163,500	157,000			
		1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	320,500	163,500	157,000	1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	320,500	
4 繰入金			6,380	1,880	4,500			
	1 一般会計繰入金		6,380	1,880	4,500			
		1 一般会計から繰入	6,380	1,880	4,500	1 一般会計から繰入	6,380	
5 繰越金			127,507	125,082	2,425			
	1 繰越金		127,507	125,082	2,425			
		1 繰越金	127,507	125,082	2,425	1 前年度繰越金	127,507	
6 諸収入			113	119	△6			
	1 雑収入		113	119	△6			
		1 雑収入	113	119	△6	1 雑収入	113	
7 県債			100,000	64,000	36,000			
	1 県債		100,000	64,000	36,000			
		1 天神川流域下水道事業債	100,000	64,000	36,000	1 天神川流域下水道事業債	100,000	建設事業費充当
歳入合計			1,264,058	1,033,379	230,679			

平成29年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

1 項 流域下水道建設事業費

水・大気環境課（内線：7402）

1 目 建設事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
流域下水道事業費	(債務負担行為) 622,000		(債務負担行為) 622,000	(債務負担行為) 412,000	(債務負担行為) 105,000 <33,600>	(債務負担行為) 105,000 (負担金)		県負担額 38,380
	526,530	288,530	238,000	320,500	100,000	101,250	4,780	
トータルコスト	537,657千円（前年度 299,447千円）〔正職員：1.4人〕							
主な業務内容	補助金交付申請、工事等発注							
工程表の政策目標（指標）	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を市町村と連携し推進する。							

事業内容の説明

天神川流域下水道の処理場施設について、改築及び幹線管渠の工事等を年次改築計画に基づき実施するための経費である。

（単位：千円）

事業名		事業費	財源内訳					
			国費	起債	負担金	繰入金		
処理場	工事	付帯設備工事（脱臭設備改築）	108,000	72,000	18,000	18,000	0	
		電気設備工事その28（脱臭設備改築）	18,000	12,000	3,000	3,000	0	
		汚泥処理設備工事その12（脱水設備改築）	168,000	112,000	28,000	28,000	0	
		電気設備工事その29（脱水設備改築）	60,000	40,000	10,000	10,000	0	
	委託	付帯設備工事（脱臭設備改築）工事監理業務委託	4,000	2,000	1,000	1,000	0	
		汚泥処理設備工事その12（脱水設備改築）工事監理業務委託	4,000	2,000	1,000	1,000	0	
		受変電設備改築実施設計業務委託	20,000	10,000	5,000	5,000	0	
		事業計画検討業務委託	17,000	8,500	0	4,250	4,250	
	管渠	工事	幹線管渠防食工事	124,000	62,000	31,000	31,000	0
	合計		523,000	320,500	97,000	101,250	4,250	
内訳	工事	45,000	22,500	7,000	11,250	4,250		
	委託	478,000	298,000	90,000	90,000	0		
事務費		3,530	0	3,000	0	530		
全体合計		526,530	320,500	100,000	101,250	4,780		

単県流域下水道事業費	3,100	3,100	0			(負担金) 1,500	1,600	
トータルコスト	7,074千円（前年度 6,999千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	工事等発注							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

天神川流域下水道の幹線管渠の維持補修等に要する経費である。

（注）起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

平成29年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課（内線：7402）

1 目 管理運営費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
管理運営費	39,447	59,986	△20,539			(使用料) 2,790 (繰越金) 36,544 (雑入) 113		
トータルコスト	39,607千円（前年度 60,230千円） [正職員：1.8人]							
主な業務内容	工事等発注、関係先協議調整							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
修繕工事、備品購入等、管理運営に要する経費及び一般職員2名分の人件費である。								

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課（内線：7400）

2 目 業務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
業務費	581,699	558,753	22,946			(負担金) 490,736 (繰越金) 90,963		
トータルコスト	583,289千円（前年度 560,313千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	流域下水道指定管理者との調整							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
指定管理者制度により、終末処理場の施設・設備の保守管理、修繕、水質検査、諸設備の運転管理等を実施する。								
(1) 指定管理者 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社								
(2) 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日（5年間）								
(3) 指定管理料の額 総額 2,902,592千円 年度別内訳								
平成26年度		578,367千円						
平成27年度		579,434千円						
平成28年度		558,753千円						
平成29年度		581,699千円						
平成30年度		604,339千円						

平成29年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

水・大気環境課 (内線: 7400)

1目 元金

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金	
元金	83,530	91,554	△8,024			83,530		
トータルコスト	83,530千円 (前年度 91,554千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の元金償還に要する経費である。								

2款 公債費

1項 公債費

水・大気環境課 (内線: 7400)

2目 利子

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金	
利子	29,752	31,456	△1,704			29,752		
トータルコスト	29,752千円 (前年度 31,456千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	利子支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の利子支払に要する経費である。								

(単位:千円)

節	款 項 目		天神川流域下水道事業特別会計合計					
			1款 流域下水道事業費					
			1項 流域下水道建設事業費		2項 流域下水道管理事業費			
			1目 建設事業費		1目 管理運営費	2目 業務費		
1	報 酬							
2	給 料	7,596	7,596			7,596	7,596	
3	職員手当等	3,818	3,818			3,818	3,818	
4	共 済 費	2,744	2,744			2,744	2,744	
8	報 償 費							
9	旅 費	1,020	1,020	480	480	540	540	
	費用弁償							
	普通旅費	1,020	1,020	480	480	540	540	
	特別旅費							
10	交 際 費							
11	需 用 費	1,320	1,320	720	720	600	600	
12	役 務 費	1,830	1,830	1,010	1,010	820	820	
13	委 託 料	627,265	627,265	45,000	45,000	582,265	566	581,699
14	使用料及び賃借料	2,268	2,268	1,420	1,420	848	848	
15	工事請負費	488,000	488,000	481,000	481,000	7,000	7,000	
16	原 材 料 費							
17	公有財産購入費							
18	備 品 購 入 費	6,470	6,470			6,470	6,470	
19	負担金、補助及び交付金	445	445			445	445	
20	扶 助 費							
21	貸 付 金							
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料	113,282						
24	投 資 及 び 出 資 金							
25	積 立 金							
26	寄 付 金							
27	公 課 費	8,000	8,000			8,000	8,000	
28	繰 出 金							
	予 備 費							
	計	1,264,058	1,150,776	529,630	529,630	621,146	39,447	581,699
財源内訳	国庫支出金	320,500	320,500	320,500	320,500			
	地方債	100,000	100,000	100,000	100,000			
	その他	837,178	723,896	102,750	102,750	621,146	39,447	581,699
	繰入金	6,380	6,380	6,380	6,380			

(単位:千円)

節	款 項 目	天神川流域下水道事業			
		2款 公債費			
		1項 公債費		1目 元 金	2目 利 子
1	報 酬				
2	給 料				
3	職員手当等				
4	共 済 費				
8	報 償 費				
9	旅 費				
	費用弁償				
	普通旅費				
	特別旅費				
10	交 際 費				
11	需 用 費				
12	役 務 費				
13	委 託 料				
14	使用料及び賃借料				
15	工 事 請 負 費				
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備 品 購 入 費				
19	負担金、補助及び交付金				
20	扶 助 費				
21	貸 付 金				
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料	113,282	113,282	83,530	29,752
24	投 資 及 び 出 資 金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	113,282	113,282	83,530	29,752
財 源 内 訳	国庫支出金				
	地 方 債				
	そ の 他	113,282	113,282	83,530	29,752
	繰 入 金				

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
1款 流域下水道事業費	
2項 流域下水道管理事業費	
1目 管理運営費	
給 料・一般職員	2人
負担金、補助及び交付金・日本下水道協会会費	445
2款 公債費	
1項 公債費	
1目 元金	
償還金、利子及び割引料・地方債元金償還金	83,530
2目 利子	
償還金、利子及び割引料・地方債利子償還金	29,752

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			繰入金 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成29年度 脱臭設備改築工事	268,000			平成30年度	268,000	177,000	45,500	45,500	
平成29年度 汚泥脱水設備改築工事	354,000			平成30年度	354,000	235,000	59,500	59,500	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			繰入金 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成25年度 天神川流域下水道管理委託	2,902,592	平成26年度から 平成28年度まで	1,716,554	平成29年度から 平成30年度まで	1,186,038				1,186,038	
平成27年度 天神川流量計遠方監視システム 運用管理保守業務委託	3,300	平成28年度	566	平成29年度から 平成30年度まで	2,734					2,734

給 与 費 明 細 書

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合計 (千円)		備考	
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	退職手当 (千円)		住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)		
本年度	2	7,596	3,674	11,270			2,744	14,014				
前年度	2	7,498	3,714	11,212			2,788	14,000				
比較	0	98	△ 40	58			△ 44	14				
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤励手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	
	本年度	226	134	1,684	1,080	234	154	0	0	144	0	
	前年度	232	132	1,730	1,064	240	148	0	0	144	0	
	比較	△ 6	2	△ 46	16	△ 6	6	0	0	0	0	
	区分	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	養育教等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)		
	本年度	2	0	0	0	0	0	0	16	0		
	前年度	2	0	0	0	0	0	0	22	0		
	比較	0	0	0	0	0	0	0	△ 6	0		

※職員数欄()書は、予算定数外で外数

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		増減	増減		
給料	98	1	制度改正に伴う増減分	82 (1) 給与改定に伴う増分	給与改定の状況(平成28年4月以降適用) 給料月額を1.1%引上げ
		2	昇給に伴う増加分	88 (1) 本年度昇給発令に係る所要額	平均昇給率 1.08%
		3	その他の増減分	△ 72 (1) 新陳代謝等に係る減分	△ 72
職員手当	△ 40	1	制度改正に伴う増減分	△ 69 (1) 期末手当	給与改定の状況(平成28年4月以降適用) 期末手当を0.1月分引下げ
		2	その他の増減分	29 (1) 新陳代謝等に係る減分	29

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分		行 政 職
	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	
平成29年1月1日現在	平均給料月額 (円)	308,150	
	平均給与月額 (円)	331,463	
	平均年齢 (歳)	40.50	
平成28年1月1日現在	平均給料月額 (円)	329,850	
	平均給与月額 (円)	372,075	
	平均年齢 (歳)	47.50	

イ 初任給

区	分		行 政 職 (円)
	高 校 卒	大 学 卒	
高 校	卒		160,200
	卒		184,400
大 学	高 校 卒		146,100
	大 学 卒		178,200

ウ 級別職員数

区	分	行政職		
		級	職員数(人)	構成比(%)
		1 級		
		2 級	1	50.0
		3 級		
		4 級		
		5 級	1	50.0
		6 級		
		7 級		
		8 級		
		9 級		
		計	2	100.0

平成29年1月1日現在

区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成28年1月1日現在	1 級		
	2 級	1	50.0
	3 級		
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局（局に相当するものを除く。）及び課（課に相当するものを含む。）をいう。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

工昇給

区		分		行	政	職	
本 年 度	職 員 数	(A)	(人)			2	
	昇 給 に 係 る 職 員 数	(B)	(人)			2	
	号 給 数 別 内 訳		2号給	(A)			1
			3号給	(A)			
			4号給	(A)			1
			6号給	(A)			
			8号給	(A)			
	比 率	(B)/(A)	(%)			100.0	
	前 年 度	職 員 数	(A)	(人)			2
		昇 給 に 係 る 職 員 数	(B)	(人)			2
号 給 数 別 内 訳		2号給	(A)			1	
		3号給	(A)				
		4号給	(A)			1	
		6号給	(A)				
		8号給	(A)				
比 率		(B)/(A)	(%)			100.0	

才 期末手当・勤続手当

区 分	支 給 期 別		支 給 率	支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 政 階、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)				
本 年 度	1. 9 3	2. 0 7	4. 0	有		
前 年 度	1. 9 5 5	2. 0 4 5	4. 0	有		
国 制 度	2. 0 7 5	2. 2 2 5	4. 3	有		

才 定年退職及び勤続退職に係る退職手当

区 分	2 0 年 勤 続 の 者 (月分)	2 5 年 勤 続 の 者 (月分)	3 5 年 勤 続 の 者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	2 5. 5 5 6 2 5	3 4. 5 8 2 5	4 9. 5 9	4 9. 5 9	定 年 前 早 期 退 職 特 例 措 置 (2 ~ 2 0 % 加 算)	退 職 手 当 は、 基 本 額 と 調 整 額 か ら 構 成 さ れ、 調 整 額 は 給 料 表、 職 務 の 級 等 に 応 じ 決 定 さ れ る。
国 制 度 (支 給 率 等)	2 5. 5 5 6 2 5	3 4. 5 8 2 5	4 9. 5 9	4 9. 5 9	定 年 前 早 期 退 職 特 例 措 置 (1 ~ 4 5 % 加 算)	退 職 手 当 は、 基 本 額 と 調 整 額 か ら 構 成 さ れ、 調 整 額 は 給 料 表、 職 務 の 級 等 に 応 じ 決 定 さ れ る。

キ その他の手当

区	分	国の制度との異同	差異の内容
扶養	手当	異なる	子の手当額6,700円
地域	手当	異なる	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住居	手当	同じ	—
通勤	手当	異なる	自動車等使用者の手当額（通勤距離に依り、2,200円～46,400円を支給） 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当（月3,000円を上限） 特別急行列車に係る手当額（特別料金等の1/2を支給。最高限度額を設けない。）及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
天神川流域下水道事業債	1,512,585	1,483,031	100,000	83,530	1,499,501
合 計	1,512,585	1,483,031	100,000	83,530	1,499,501

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 本県が進める子育て支援の一環として、出産しやすい環境の整備を図るため、優先入居の対象となる者に妊婦等を追加する等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者として、妊婦又は同居する者に妊婦がいる者を加える。 (2) (1)に掲げる者の入居に係る収入の基準を定める。 (3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。</p>

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に 応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円 (ア)～(カ) 略 <u>(キ) その者が妊婦であり、又は同居する者に妊婦がいること。</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 妊婦又は同居する者に妊婦がいる者</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に 応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円 (ア)～(カ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(13) 略</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について																								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成27年法律第53条)の施行等に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る事務について、新たに手数料を定める。</p> <p>2 概要 (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定等について新たに手数料を徴収する。 適合性判定が義務づけされる建築行為 ・ 特定建築物(非住宅部分の床面積が2,000㎡以上ある建築物)の新築 ・ 特定建築物で非住宅部分の床面積が300㎡以上の増改築 ・ 300㎡以上の非住宅部分の増改築を行い、増改築後に特定建築物になる建築物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>標準入力法の場合</th> <th>簡易評価法の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適合性判定</td> <td>非住宅部分(工場等以外)</td> <td>214,000円(300㎡未満の場合)～820,000円(25,000㎡以上の場合)</td> <td>82,000円(300㎡未満の場合)～409,000円(25,000㎡以上の場合)</td> </tr> <tr> <td>非住宅部分(工場等)</td> <td>21,000円(300㎡未満の場合)～216,000円(25,000㎡以上の場合)</td> <td>18,000円(300㎡未満の場合)～207,000円(25,000㎡以上の場合)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計画の変更の判定、 軽微変更該当証明 書交付</td> <td>変更する部分 (増加する部分を 除く)</td> <td colspan="2">適合性判定に係る手数料の半額</td> </tr> <tr> <td>増加し、または減少する部分</td> <td colspan="2">適合性判定に係る手数料と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※標準入力法・・・建築物に設ける全ての室単位で床面積等を入力し計算する方法 ※簡易評価法・・・建物全体として主たる設備等の性能を入力する簡易な計算方法</p> <p>(2) 低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料について、非住宅部分の適合証のない場合の手数料に、簡易評価法による認定に係る手数料を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>簡易評価法の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非住宅部分</td> <td>82,000円(300㎡以下の場合)～413,000円(25,000㎡超)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適合証・・・法律により規定される省エネ性能の基準に適合する建築物の所有者が、登録建築物調査機関等に評価を依頼し、交付を受けることができるもの</p> <p>(3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。</p>	区 分		金 額		標準入力法の場合	簡易評価法の場合	適合性判定	非住宅部分(工場等以外)	214,000円(300㎡未満の場合)～820,000円(25,000㎡以上の場合)	82,000円(300㎡未満の場合)～409,000円(25,000㎡以上の場合)	非住宅部分(工場等)	21,000円(300㎡未満の場合)～216,000円(25,000㎡以上の場合)	18,000円(300㎡未満の場合)～207,000円(25,000㎡以上の場合)	計画の変更の判定、 軽微変更該当証明 書交付	変更する部分 (増加する部分を 除く)	適合性判定に係る手数料の半額		増加し、または減少する部分	適合性判定に係る手数料と同額		区 分	簡易評価法の場合	非住宅部分	82,000円(300㎡以下の場合)～413,000円(25,000㎡超)
区 分				金 額																					
		標準入力法の場合	簡易評価法の場合																						
適合性判定	非住宅部分(工場等以外)	214,000円(300㎡未満の場合)～820,000円(25,000㎡以上の場合)	82,000円(300㎡未満の場合)～409,000円(25,000㎡以上の場合)																						
	非住宅部分(工場等)	21,000円(300㎡未満の場合)～216,000円(25,000㎡以上の場合)	18,000円(300㎡未満の場合)～207,000円(25,000㎡以上の場合)																						
計画の変更の判定、 軽微変更該当証明 書交付	変更する部分 (増加する部分を 除く)	適合性判定に係る手数料の半額																							
	増加し、または減少する部分	適合性判定に係る手数料と同額																							
区 分	簡易評価法の場合																								
非住宅部分	82,000円(300㎡以下の場合)～413,000円(25,000㎡超)																								

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315の4) 略</p> <p>(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア 略</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>			<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315の4) 略</p> <p>(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア 略</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		
区分	金額		区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合		適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1件につき224,000円（ <u>簡易な評価方法として知事が定める方法によって認定する場合（以下この号及び第315号の7から第315号の9まで及び第315号の11において「簡易評価法の場合」という。）は、82,000円</u> ）	1件につき9,000円	300平方メートル以下	1件につき224,000円	1件につき9,000円
300平方メートルを超え、	1件につき358,000円（ <u>簡易評価法</u> の	1件につき27,000円	300平方メートルを超え、	1件につき358,000円	1件につき27,000円

2,000平方メートル以下	場合は、139,000円)	
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1件につき509,000円(簡易評価法の場合は、224,000円)	1件につき76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1件につき623,000円(簡易評価法の場合は、292,000円)	1件につき120,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下	1件につき737,000円(簡易評価法の場合は、352,000円)	1件につき153,000円
25,000平方メートル超	1件につき841,000円(簡易評価法の場合は、413,000円)	1件につき190,000円

イ～エ 略

(315の6) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等(工場その他知事が定める建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。)でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 300平方メートル未満	1件につき214,000円(簡易評価法の場合は、82,000円)
2 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき346,000円(簡易評価法の場合は、137,000円)
3 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき493,000円(簡易評価法の場合は、222,000円)
4 5,000平方メートル	1件につき608,000円(簡

2,000平方メートル以下		
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1件につき509,000円	1件につき76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1件につき623,000円	1件につき120,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下	1件につき737,000円	1件につき153,000円
25,000平方メートル超	1件につき841,000円	1件につき190,000円

イ～エ 略

(315の6) 略

以上、10,000平方メートル未満	易評価法の場合は、290,000円)
5 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき718,000円(簡易評価法の場合は、348,000円)
6 25,000平方メートル以上	1件につき820,000円(簡易評価法の場合は、409,000円)

(イ) 次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 300平方メートル未満	1件につき21,000円(簡易評価法の場合は、18,000円)
2 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき40,000円(簡易評価法の場合は、35,000円)
3 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき96,000円(簡易評価法の場合は、89,000円)
4 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき141,000円(簡易評価法の場合は、134,000円)
5 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき175,000円(簡易評価法の場合は、167,000円)
6 25,000平方メートル以上	1件につき216,000円(簡易評価法の場合は、207,000円)

イ 工場等でない非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの(アに掲げるものを除く。)アの(ア)に定める額

ウ 工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの(アに掲げるものを除く。)アの(イ)に定める額

エ 建築物の非住宅部分の増築又は改築に係るもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分の増築又は改築に係るもの 次のa及びbに定める額を合計した額

a アの(ア)の表の左欄に掲げる知事が定める方法によって算定した工場等でない非住宅部分の判定すべき面積の区分に応じ、そ

それぞれ同表の右欄に定める額

b アの(イ)の表の左欄に掲げる知事が定める方法によって算定した工場等である非住宅部分の判定すべき面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(イ) 工場等でない非住宅部分の増築又は改築に係るもの(アに掲げるものを除く。) アのaに定める額

(ウ) 工場等である非住宅部分の増築又は改築に係るもの(アに掲げるものを除く。) アのbに定める額

(315の8) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物省エネ法第12条第2項の国土交通省令で定める軽微な変更^ニに該当していることを証する書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 前号アの(ア)の表の左欄に掲げる変更後の工場等でない非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等でない非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(イ) 前号アの(イ)の表の左欄に掲げる変更後の工場等である非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等である非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

イ 工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの(アに掲げるものを除く。) アの(ア)に定める額

ウ 工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの(アに掲げるものを除く。) アの(イ)に定める額

(315の9) 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規

鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 略

(ア) 略

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル以下	1件につき208,000円 (簡易評価法の場合は、80,000円)	1件につき9,000円
2～6	略	略

イ～ウ 略

(315の10) 略

(315の11) 略

(316)～(328) 略

2 略

定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 略

(ア) 略

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル以下	1件につき208,000円 (簡易な評価方法として知事が定める方法によって認定する場合 (以下この号及び第315号の9において「簡易評価法の場合」という。) は、80,000円)	1件につき9,000円
2～6	略	略

イ～ウ 略

(315の8) 略

(315の9) 略

(316)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

条 例 名 等	財産を減額して貸し付けること (大谷団地敷地) について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取県住宅供給公社に対して、共同住宅の敷地の用に供するため、昭和52年12月24日から県有地を貸し付けているが、貸付期間が平成29年3月31日をもって終了することから、同公社からの申出により貸付期間を10年間延長する。 また、今回延長するに当たり、当該共同住宅が住宅に困窮する者のための低廉な家賃の賃貸住宅であるという実態等を勘案し、住宅困窮者の居住の安定確保の観点から、本県住宅政策の遂行上果たしている機能・役割に照らして、引き続き貸付料を減額して貸し付ける。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 40%;">所 在 地</th> <th style="width: 40%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地 (宅地)</td> <td>米子市大谷町181番地1</td> <td>4,627.83平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 鳥取市田園町四丁目207番地 鳥取県住宅供給公社</p> <p>(3) 利用目的 共同住宅敷地</p> <p>(4) 貸付期間 平成29年4月1日から平成39年3月31日まで</p> <p>(5) 減額して貸し付ける理由 当該土地に建設されている共同住宅(64戸)は、米子駅前通り区画整理事業に伴う仮住宅として昭和45年度から鳥取県住宅供給公社により建設されたものであるが、同区画整理事業に伴う仮住宅として使用した後も本県の住宅政策の一環として、住宅に困窮する者に対して低廉な家賃で貸し付けており、ほぼ100%の入居率で管理運営されてきている。 当該土地については、住宅困窮者の居住の安定確保の観点から、引き続き同様の目的で使用することが必要であり、次の理由により減額して貸し付ける。 (理由) ① 当該共同住宅は、住宅に困窮する者のための低廉な家賃の賃貸住宅として、本県住宅政策におけるセーフティネットの一翼を担っており、住宅困窮者の居住の安定確保の観点から、本県の行政目的と密接かつこれを補完する機能・役割を果たしていると考えられること。 ア 入居者の多くは、公営住宅法の規定による入居者資格の収入階層である等の実態があること。 イ 現在の家賃の額は、旧住宅金融公庫法の規定による限度家賃方式で算定された家賃額を適用しており、当該額は近傍同種の公営住宅の家賃と同程度の低廉なものであること。 ② 当該共同住宅は、県の事業の円滑な遂行のために建設された経緯があること。</p> <p>(6) 貸付料の額 国有資産等所在市町村交付金相当額 (952,316円) (理由) 無償貸付が相当な案件であるが、県の実費負担額程度の負担を求めるもの。</p>	種 類	所 在 地	数 量	土地 (宅地)	米子市大谷町181番地1	4,627.83平方メートル
種 類	所 在 地	数 量					
土地 (宅地)	米子市大谷町181番地1	4,627.83平方メートル					

条例名等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山自然歴史館）について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立大山自然歴史館</p> <p>(2) 指定管理者 西伯郡大山町大山39番地5 一般社団法人大山観光局 代表理事 足立敏雄</p> <p>(3) 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 理由 大山自然歴史館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般社団法人大山観光局を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

鳥取県立大山自然歴史館に係る指定管理候補者の選定について

鳥取県立大山自然歴史館の指定管理者について、鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補として選定した。

1 指定管理候補者

一般社団法人大山観光局 代表理事 足立敏雄
（西伯郡大山町大山39番地5）

2 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

150,000,000円…（1） （債務負担行為額 157,365,000円）
〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 30,000,000円

4 選定理由

公募の結果、1団体から応募があり、「鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき、審査委員会において総合的に審査した。

その結果、当該応募団体には「豊富な経験や専門性を持った職員体制が整っていると認められ、適切な施設の管理運営及び効果的な展示、企画事業の展開が期待できること」「地元と連携して大山地区全体の魅力発信や利用者サービス向上に取り組む意欲を持っていること」等から、当該団体を指定管理候補者として選定した。

5 公募の経緯

(1) 募集期間（募集要項配布から募集締め切りの日まで）

平成28年10月13日（木）から平成28年11月28日（月）まで

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
一般社団法人大山観光局	西伯郡大山町大山39番地5	代表理事 足立 敏雄

6 審査委員会の選定経緯及び審査結果

(1) 審査委員

氏名	所属等
香川 正博（委員長）	香川税理士事務所
鷺見 寛幸（副委員長）	大山町立大山小学校長
平松 喜美子	島根県立大学出雲キャンパス大学院看護学研究科 教授
伊澤 百子	大山町教育委員会委員長
越智 浩明	鳥取県西部総合事務所生活環境局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会；平成28年7月11日（月）

指定管理者制度及び大山自然歴史館の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会；平成28年12月5日（月）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営の基本的な考え方 施設の設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 	必須 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> サービス向上策と利用促進策 自然を紹介し、魅力を体験できる場の提供、自然環境教育の場の提供 地域の施設・団体等と連携した取組 	40
		<ul style="list-style-type: none"> 施設管理 <ul style="list-style-type: none"> 施設設備の維持管理・衛生管理 外部委託の考え方 省エネルギー、省資源への取組 利用時間 <ul style="list-style-type: none"> 開館時間・休館日の設定 事故・事件の防止措置と緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 緊急時の体制及び対応 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 個人情報保護等への対応 <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護 情報の公開への対応 利用者等の要望の把握及び対応方針 	20
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 収入の見積もり、考え方 支出計画の見通し 委託料上限額に対する応募者の提示金額の評価 	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO14001・TEAS I種規格の認証等 あいサポート企業の認定 当該施設の管理運営状況の実績評価 	20

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

	配 点	一般社団法人大山観光局
選定基準 1	適/不適	適
選定基準 2	6 0	4 3
選定基準 3	2 0	1 6
選定基準 4	2 0	1 1
合 計	1 0 0	7 0 ※点数は委員 5 名の平均

<審査項目に対する評価及び意見について>

選定基準 1 【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】
 管理運営の基本的な考え方 …… (適合する)

選定基準 2 【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】
 ①施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 …… (評価できる)
 ②地域の施設・団体等と連携した取組み …… (やや評価できる)
 ③施設管理 …… (やや評価できる)
 ④利用時間 …… (評価できる)
 ⑤事故・事件の防止措置と緊急時の対応 …… (やや評価できる)
 ⑥個人情報保護等への対応 …… (やや評価できる)
 ⑦利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か …… (やや評価できる)

(主な意見)
 ・ 大山で様々な行事が予定され注目される大切な 5 年間を、大山の自然歴史文化を発信する拠点施設として意欲を持って運営されることを期待する。
 ・ 周辺の施設及び機関と連携しながら、大山自然歴史館の特性や専門性を活かした活動をしてもらいたい。
 ・ 1300年祭に向けた地元のおもてなし向上を見据えて大山あれこれ勉強会「じげあれこれ」を企画した姿勢を評価する。
 ・ 来館の少ない外国人に来館してもらうための情報発信に積極的に取り組んでほしい。

選定基準 3 【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】
 ①収入の見積もり、考え方は適切か …… (やや評価できる)
 ②支出計画の見通しは適切か …… (やや評価できる)
 ③委託料上限額に対する応募者の提示金額の評価 …… (高く評価できる)

選定基準 4 【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】
 ①法人等の財政基盤・経営基盤の安定しているか …… (やや評価できる)
 ②組織及び職員の配置等 …… (やや評価できる)
 ③現在の施設従業者の継続雇用に配慮されているか …… (評価できる)
 ④関係法令に係る監督行政機関からの指導等 …… (該当なし)
 ⑤法人等の社会的責任の遂行状況
 ・ 障がい者雇用 …… (義務なし)
 ・ 男女共同参画推進企業 …… (未認定)
 ・ ISO14001・TEAS I 種規格等の認証 …… (未認定)
 ・ あいサポート企業等の認定 …… (未認定)
 ⑥管理運営実績評価 …… (該当なし)

(主な意見)
 ・ 豊富な経験と専門性を持った職員体制が整っている。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

- 開館時間 午前9時から午後5時（7月21日から8月20日までは午後6時30分まで）
夜間等にかかるイベントがある場合、安全面や施設管理に支障が生じない範囲での開館時間の延長を行い、館内にその旨掲示する。
- 休館日 12月29日から1月3日及び清掃等による臨時休館日（床面ワックス清掃による臨時休館2日程度）ただし、臨時休館日は土日祝祭日を避け、臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を自然歴史館の施設に掲示する等して周知する。

(2) サービス向上策

- 参加者のアンケート及び指導員の意見や情報を参考に、利用者にとって魅力ある事業を展開する。
- ホームページを活用し、事業の周知あるいは開催した事業について広く情報を提供する。
- 来館者の少ない冬期間に、福祉施設等に出向き、大山や大山自然歴史館を訪れることが困難な方に大山の魅力を紹介する移動歴史館を実施する。
- 県内外を問わず学校等の団体からの個別の観察会や自然解説の要望に応え、随時観察会や解説を行う。

(3) 利用促進のための取組

- 年間のイベントカレンダーやリーフレット、事業ごとのチラシを作成する。また、新聞広告等を活用した広報を図る。
- 展示や自然観察会等の情報をマスコミ各社へ提供し、放映・掲載等の機会を積極的に図る。
- 大山観光局の管理である点を活かした広報活動を展開する。

(4) 地域の施設・団体等と連携した取組

- 大山寺地区住民やガイド、大山関連観光施設等の従業員の方々が大山及び大山周辺の魅力などの知識を深め、地域全体で「大山について語る」おもてなしができることを目的とした勉強会「じげあれこれ」を実施する。

(5) 自主事業の実施計画

- 企画展（テーマを決めて写真やパネル等各種資料を展示する。期間は約1か月程度。）
 - ・大山が日本遺産に認定されたストーリーとその個別紹介（22項目を5か年で順次紹介）
 - ・鳥取県及び鳥取県西部地区で開催されるイベントに先立つ企画展示（全国オオサンショウウオ大会[2017年：南部町]、伯耆国大山開山1300年祭[2018年]）
 - ・大山の自然歴史文化等に係る紹介（船上山の魅力、大山のキノコの世界、大山と周辺地域のお花畑など）
- 大山関連映像コンテンツ作成事業
 - ・伯耆国大山開山1300年祭、日本遺産認定、国史跡指定答申、国立公園満喫プロジェクト等に関連し、テーマを決めて映像コンテンツを作成する。

(6) 経費削減、省エネルギー、省資源への取組

- 利用者の実態に応じた照明、空調等のスポット運転を行い省エネルギーに取り組む。
- 再委託業務については、複数見積等による検討を行い、経費削減に努める。
- 観光局内の他部署と連携し、業務の一体化などにより経費の削減に努める。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成28年12月29日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成28年12月29日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 西伯郡大山町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金85,892円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成28年10月27日 午前11時45分頃 イ 事故発生場所 米子市糞町一丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県西部総合事務所所属の職員が、平常時環境放射線モニタリング用務を終え、普通特種自動車（原子力防災車）を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車の後部右側ドアに接触し、同車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償金 85,892円 うち、保険支出額 55,892円 県費支出額 30,000円（免責額）</p>

<p>件 名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (4) 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について (平成29年1月13日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 母子保健法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 次の条例の規定中引用する母子保健法の用語を改める。 鳥取県建築基準法施行条例</p> <p>(2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。</p>

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、<u>母子健康包括支援センター</u>、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物</p> <p>3・4 略</p>	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、<u>母子保健施設</u>、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解について (平成29年1月19日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成29年1月19日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 西伯郡大山町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を3割とするが、和解の相手方は、損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わないものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成28年10月25日 午前11時10分頃 イ 事故発生場所 米子市淀江町西原地内 ウ 事故の状況 鳥取県西部総合事務所所属の職員が、管内パトロール用務のため軽貨物自動車を運転中、交差点を直進する際、右方道路から右折進入してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

長期継続契約の締結状況について

【新規契約】

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	生活環境部衛生環境研究所	物品 保守	ファイルサーバー	2台	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	月当たり賃借料 12,960円	平成28年12月1日 ～平成33年11月30日	鳥取県生活環境部 衛生環境研究所